

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 2 4 . 3 定 )</b>			
日 時	平成 2 4 年 9 月 1 8 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 4 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋元委員長、佐々木（秩）副委員長、千葉・中村・酒井・中島・北野・山田・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者  (総務部参事欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。  委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田委員が中村委員に、川畑委員が北野委員に、高橋委員が千葉委員に、上野委員が前田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

---

○千葉委員

代表質問の中から何点か、質問をさせていただきます。

◎認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)について

初めに、認知症の対策について、伺ってまいります。

認知症高齢者については、代表質問でも触れさせていただきましたけれども、予測以上に増加をしているということで、2003年の高齢者介護研究会報告書で予測していた推計では、2015年には250万人、人口の7.6パーセント、2025年には323万人、人口の9.3パーセントという形で認知症高齢者が増えていくということに對しまして、このたび発表された将来推計では、2015年には345万人で10.2パーセント、2025年470万人で12.8パーセントと大幅な修正になるということが出ておりました。せんだって代表質問をさせていただいたときには、今後の認知症対策として初期対応や早期診断を柱とした新たな計画が国から公表されたということですが、この内容について、どのような計画なのかお聞かせ願えますでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

まず、オレンジプランの計画でございますが、これまでは、認知症の方の状態の重い軽いにかかわらず、グループホームや施設、精神病院等への流れがあったのですが、この流れを認知症の正しい状態に適応したサービスの提供を基本目標としております。

計画年次としましては、平成25年から29年までの5か年計画となっております。

介護の分野でいきますと、介護保険事業計画との絡みがありますので、平成27年度以降の第6期介護保険事業計画で大きな流れが来るのではないかと考えております。

また、オレンジプランの内容は7項目ありまして、一つ目は状態に応じた適切なサービスをつくるという認知症ケアパスの流れでございます。それと、今、千葉委員から話がありました、早期診断・早期対応が二つ目でして、その中に「認知症初期集中支援チーム」の設置、早期診断等を行う医療機関、「身近型認知症疾患医療センター」の設置が含まれております。三つ目に医療サービスの構築ということで、精神科病院に入院が必要な状態像の明確化、四つ目に介護サービスの構築、これは受皿の整備です。五つ目に地域での日常生活・家族支援の強化、これは認知症サポーターの養成、市民後見人の育成・支援などが含まれます。六つ目に若年性認知症支援策の強化、七つ目に医療・介護サービスを担う人材の強化という内容になっております。

○千葉委員

本市の取組につきましては、第6期計画なので本格的には平成27年度からということで、財源などを含め、詳細を把握してから進めるという御答弁をいただいておりますので、これからだと思っております。

計画の概要はわかりましたが、マンパワー的なものが非常に重要になってくると、また医療や介護などの現

場の連携が非常に重要な視点というふうに感じております。

現在、医療と介護の現場の連携がどのようにとられているのかについても、お聞かせ願えますでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

現場での医療と介護の連携についてですが、地域包括ケアシステムを進める上で、医療と介護の連携は非常に重要なものでして、24時間訪問サービス、複合型サービスというのを今、現場で進めているところです。

医療と介護の連携は、認知症の方だけではなく、介護保険サービス全体に言えることで、多くの場合、その方の持っている情報が、医療は医療の分野で介護には情報提供をしない、介護は介護でなかなか医療の分野に入り込めないという状況が、現在はあります。平成24年度は、医療の診療報酬と介護の介護報酬の改定で、それぞれ介護で言うと退院加算や診療報酬の改定でも退院するときの加算が新たに創設されましたので、第4期と比較しますと、医療と介護の連携の土台づくりができつつあるのではないかと感じております。

現在、医療と介護の連携については、例えば退院したときに次の施設が見当たらないですとか、在宅でどのような生活をするのかというように、生活環境によってその場面が違うのですが、医療と介護の連携については、その方々によってケース・バイ・ケースの対応をとっている現状でございます。

#### ○千葉委員

早期在宅ケアというのは非常に要望が多いこともあり、これから徐々に連携がとられていくとは感じておりますが、この計画の中で、新たな認知症対策を担う専門チームを創設するとありますけれども、これについての小樽市における課題について、お示し願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

認知症初期集中支援チームについては、保健師、作業療法士などの専門職が地域包括支援センターを拠点として家庭訪問をして、認知症の方を早期に適切なサービスに結びつけるのが目的でございます。これは専門職の方で対応することになりますが、専門職がなかなか見つからないため、チームを組める人材確保が一つの課題として掲げられると考えています。

また、在宅の方を訪問して適切なサービスに結びつけるに当たって、その医療を受ける身近型認知症疾患医療センターが並行して適切に配置されなければ、早期に発見したとしても、その方の適切なサービスにはなかなか結びつかない状況が生まれますので、認知症初期集中支援チームと同時に、医療面での受皿の整備が必要になるのではないかと考えています。

#### ○千葉委員

これは市の取組だけで進むことはできないので、我が党としては、推進についてのきめ細やかな対応を国に求めたいと思っておりますが、認知症高齢者の現状ということで、小樽市の人数について伺いました。その御答弁では、要介護認定を受けている方のうち、認知症高齢者は約4,200人とのことでしたが、今後の推移についても伺いたいと思います。また、本市の認知症高齢者の居場所別の内訳について、在宅介護、居住系のサービス、介護施設、医療機関などに分けて把握されていれば、その人数についてもお示し願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

認知症高齢者の今後の推移ですが、今回、国が示した数字で大幅に認知症高齢者が増えている理由が何点かあると思います。一つは、物忘れ外来などでかかりつけ医などの医療機関を受診するケースが非常に多くなったということです。また、要介護認定を受けて介護サービスを受けることで、認知症が明らかになってきたということで、2003年に実施された前回の調査に比べて、認知症自体が明らかになることによって増えてきたことが原因として掲げられると思います。

今後の推移ですが、例えば在宅で介護サービスを受けない、病院にも行かないという認知症の方の情報が身近な民生・児童委員や町会から地域包括支援センターに情報が入ることで、今後も認知症の方がだんだん明らかになり

ますと、今後の推移としても認知症の方がかなり増えていくという予想が立てられると思います。

また、認知症の方が在宅や施設など、どこにいるのかという御質問ですが、現時点で在宅、居宅施設の区別については把握しておりません。

#### ○千葉委員

今、認知症高齢者の居場所の内訳は把握されていないという答弁ですが、国では、認知症高齢者の半分ぐらいは在宅介護ではないかという推計が出ておりますので、小樽市もそうそう変わりはないと思っております。そういった中で、認知症のお年寄りが家庭的な環境の中で共同生活を送る認知症高齢者グループホームの整備については、以前から推進してほしいということで、国でも進んできてはまた立ち消えになっている経緯はありますが、2025年には現在の17万人分を37万人まで拡大する必要があるということで国は試算しているそうです。

本市においても、市民からの施設整備の要望が多い状況がありますが、今後についてはどのようにお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

現在、グループホームにつきましては、39施設、745床であります。待機者もいる状況からほぼ満杯状態だと考えられます。

小樽市の認知症グループホームの整備率は、平成21年度の調査で、道内10万都市の高齢者人口1,000人当たりで、小樽市を100パーセントとしますと、旭川市が87パーセント、北見市が79パーセント、帯広市が73パーセント、苫小牧市が65パーセント、札幌市が57パーセント、釧路市が56パーセント、江別市が52パーセント、函館市が46パーセントと、整備率では小樽市が一番高い数字になっております。今後のグループホームの整備については、やはり介護療養病床との絡みがありまして、第5期介護保険事業計画の中では、グループホームの整備を一つも掲げておりません。在宅重視の中で24時間対応型訪問サービス、複合型サービスを中心に第5期の整備を予定しておりますので、国ではオレンジプランを策定してグループホームの整備を掲げているのですが、小樽市としては、グループホームの整備は進んでいる状況にありますので、第6期以降で検討していかなければならない課題というふうに考えております。

#### ○千葉委員

今お話を伺ったように、数字的には結構高い整備率になっているという感想を持っております。しかしながら一方では、自宅で見ることができないということでのニーズも高いと私自身も感じております。今、伺った、新たな認知症高齢者対策の計画につきましては、できる限り住みなれた地域で、自宅で暮らし続けられるようなプランとなっておりますので、計画どおり進むことを期待しておりますが、課題も多いと感じておりますので、また詳細が出ましたら、質問をさせていただきたいと思います。

#### ◎認知症サポーターについて

次に、今まで取り組まれてきた対策の中でも、認知症サポーターについて伺います。

認知症サポーター養成講座が各市町村で行われるようになり数年がたち、全国でサポーターが300万人を超えたということで、非常に多くなったと思っております。これは2014年度までに400万人を目指しているそうですが、小樽市での認知症サポーターの数がどのくらいになっているかを伺います。また、性別、年代別でわかればお示し願えますでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成23年度の認知症サポーター養成講座の参加回数は31回、参加人数は852人の参加がありました。18年度からこの事業をやっていますので、延べ参加人数は3,890人と目標値である2,500人を大幅に上回っております。今、御質問のありました男女別、年齢別の数字については特に押さえておりませんので、公表できておりません。

## ○千葉委員

私も昨年この講座を受けましたが、年齢的にはたぶん子育てを終えた60代、70代という年代の方が非常に多いの  
と思っております。受講後、参加者の方と懇談をしましたら、この講座に参加して認知症の理解が深まった、地域  
で介護している友人などのこともよく理解できた、地域での見守りの大切さが改めて認識できたと口々におっしゃ  
っていました。その後、認知症に対する意識は高まりますが、認知症サポーターとして具体的に何をすればいいの  
かわからないという声も非常に多く伺っております。参加人数が延べ3,890人とのことですが、小樽市が認知症サポ  
ーターに期待していることというのは、一体何なのかについてもお聞かせ願えますでしょうか。

## ○（医療保険）介護保険課長

国が示す認知症サポーターについては、何か特別なことをするのではなく、認知症についての正しい知識を持ち、  
偏見などを持たずに認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動するのが国の示して  
いる目的でございます。小樽市としましては、例えば自分が得た認知症に対する正しい知識を知人や家族に伝えて、  
少しでも多くの方に認知症を理解していただくことが、今後、認知症の方が住みなれた地域で少しでも長く暮らし  
ていくためには重要なことだというように期待しておりますし、市として、その部分を強化しながらサポーターを  
増やしていきたいというふうに考えております。

## ○千葉委員

認知症の方は、これからどんどん増え続けるということですが、認知症サポーターが3,000人を突破した中で、も  
う一步踏み込んだ活動をサポーターの方にしていただけないものかと思えます。今後、専門職だけで支えるのは、  
非常に難しい状態になってくると思えますし、また、そういう時代に入ってくるとも言われております。社会貢献  
の一つとして認知症サポーター講座を受けた方が多いと思っておりますが、参加しただけで時間が過ぎますと、認  
知症に対しての理解や地域に貢献したいという意識もだんだん薄くなるという正直な御意見も伺っておりますの  
で、マンパワーとして、認知症サポーターの方々が地域で活躍する場の提供や活動のサポートを何とか市でできな  
いものかと思っております。その辺について、お考えはいかがでしょうか。

## ○（医療保険）介護保険課長

今、御提案をいただきましたのは、認知症サポーターの方がもう少し違う方向での支援ができないかということ  
ですが、先ほど説明したように、国の考えでは、認知症サポーターにそこまでは求めていないのです。

小樽市には3,800人ほどの認知症サポーターがいるのですが、ただ認知症の正しい知識を得たいということで養成  
講座を受けた方もいれば、実際に例えば銀行や北電など、窓口で認知症の方が来たときの対応を含めて勉強したい  
という企業の方もたくさんいます。

そういう中で、認知症サポーターの講師役でありますキャラバン・メイトという組織は、認知症の人を支える家  
族の会とタイアップしていますし、その事務局を介護保険課が担っている関係もあるので、千葉委員から御提案  
のあった認知症サポーターがもう少しいろいろな支援活動をすることについては、キャラバン・メイト、若しくは  
認知症の人を支える家族の会に提案させていただいて、その中で、少し検討させていただきたいというふうに考え  
ています。

## ○千葉委員

認知症の高齢者を抱える御家族にとっての悩みの種は、自分の周りのだれにも相談できない、目が離せないから  
外出できない、また一日じゅう話し相手をしなければいけないということで、いわゆる介護疲れをしている方が意  
外と多いというふうに認識しております。そういう御家族を支える制度が介護保険にはなかなかないこともあるの  
で、認知症サポーターの方々が何かしらのお手伝いをする、子育て支援で言うファミリーサポートセンターのよう  
な、高齢者の方々を見守る、見守りたい、また見守ってほしいという方々をつなげるような制度を、ぜひ何か考え  
ていただきたいと要望したいと思いますので、よろしく申し上げます。

## ◎事業評価について

次に、事業評価についても代表質問をさせていただきましたが、簡単に何点か伺います。

事業評価の現在の進捗状況について伺っておりますが、御答弁では、本市でも今までに3回、事業評価が行われていたと認識しております。この間さまざまな課題があつて、なかなか進んでいない状況も理解しているところですが、今年度は、これまで課題とされてきた作業量の軽減を図るために評価調書の簡略化や対象事業の絞り込みを行いながら、試行としての位置づけで事業評価に着手したところですよという御答弁でしたので、この試行について何点か伺ってまいりたいと思います。

今、試行作業を進めているということですが、この評価対象となる事業についてお示し願いたいと思います。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

対象事業の考えでございますが、今、委員からもお話がございましたとおり、これまで行政評価、事業評価といったことに平成12年度、14年度、18年度と取り組んでまいりました。そのときには、400から500ぐらいの事業で取り組んでおり、今お話もございましたが、やはり作業量が膨大だということで、なかなか本格実施につながらなかったというのが課題の一つであると考えてございます。

今回の試行の中での対象という部分は、一つ目はおおむね10年以上の長期継続事業で、これは122事業あります。二つ目が財政健全化の観点からの事業で12事業ありますので、あわせて134の事業を対象にしております。これまでの400ないし500といった事業数から対象事業を絞り込み、担当部局をはじめ作業量の軽減を図りながら、試行として実施している現状でございます。

### ○千葉委員

過去3回行われていた評価は400とか500以上の事業なので、作業も大変だったと思いますが、今回の134事業の評価をどのような視点で評価をするのかについても、お聞かせ願えますでしょうか。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

今回の評価の視点については、担当部局に作成していただく評価調書の内容にも関係する部分ですが、例えば社会的ニーズなどの必要性、事業の有効性、あるいは事業の効率性など改善することができないか、また緊急性や優先性、それから今後の方向性といった部分をポイントに、評価の視点として進めているところでございます。

### ○千葉委員

これはあくまでも試行ですが、事業評価については、取組の見直しや財源的な見直しが行われるかどうかについてもお聞かせ願えますか。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

今回は試行という形で実施しますが、結果の取りまとめとしては、これまでの一通りの流れを試行する中で検証したいと考えておりますので、作業を進める中で、そういった事業の見直しや今後の予算に反映させることができる部分があれば、それは反映させていきたいというふうに考えております。

### ○千葉委員

現在は、各部において調書の作成を行っているという御答弁ですが、今後どのように進められるのか、スケジュールについてもお聞かせ願いたいと思います。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

今後のスケジュールという部分ですが、まず、今お話がありましたとおり、対象の134事業については、その通知を既に各部局に差し上げており、現在は、各部局が作成した事業評価調書の提出を取りまとめている段階でございます。

今後、その提出の取りまとめの後、企画政策室と財政課が中心となりまして点検を進める予定にしております、11月からは平成25年度の予算編成が始まりますので、並行しながら評価結果の取りまとめを行っていききたいという

スケジュールで考えてございます。

○千葉委員

この見直しの最終的な決定は、どなたがなさるのですか。財政部と企画政策室でしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まずは、1次評価ということで関係部局に調書を作成してもらっております。これを企画政策室と財政部で点検しまして、最終的には庁内総合評価という2次評価が評価の確定という部分になります。これにつきましては市長、副市長も含めた中で確定していきたいというふうに考えているところでございます。

○千葉委員

今までなかなか進んでこなかった事業評価がいよいよ進むのかと思っておりますが、本格実施に向けてのお考えについてもお聞かせ願えますでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今年度は試行での実施なので、いろいろと課題が出てくると思います。今年度は、試行としてやっておりますので、作業の結果なども踏まえながら問題点を把握し、次年度以降の取組を引き続き検討していきたいというふうに考えています。

○千葉委員

その中で本格実施に向けて決めていくということによろしいですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

ほかのまちの評価を見ますと、例えば外部評価をするなど、いろいろな手法があると聞いておりますので、そのような手法も検討しながら、今後、本格的な実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○千葉委員

事業評価を進めるに当たっては、我が党でも何度か質問をしておりますが、行政側が考える評価や効果と市民の方が求めるニーズや必要性に若干の違いがあるという事業もきつと出てくると思います。本格実施に当たっては、より公表の透明性や第三者機関などによる市民の事業評価への参加もぜひ取り入れていただきたいと思いますが、その辺のお考えもお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

先ほど外部評価という一般的な言い方をいたしました。今回は試行ということで庁内での評価ですけれども、今後に向けましては、今お話のあったような外部からの視点といったものも検討しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

ぜひ、よろしく願います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

○佐々木（秩）委員

◎津波に対する地域避難訓練について

まず、津波に対する地域避難訓練について伺います。

先日の高島町会で行われました避難訓練を、私の住んでいる朝里町会の会長と一緒に見せていただきました。参加される人数も非常に多く、てきぱきと訓練をされていたので、非常に感銘を受けました。その一方で、一緒に行った町会長は、私たちの地域でここまでできるのかと不安に思われた部分があると言っておりましたので、本日はそのことについての質問をさせていただいて、町会の皆さんの命にかかわることですから、できるだけ数多くの方が

参加できる方法を探らせていただければと思います。

避難訓練や実施計画の主体が町会にあり、市が支援という形をとっていることについては、当然わかる部分もあります。やはり地域の実情や、どこにどのような方が住んでいて、どのような避難路があるかということは、地域の皆さんが一番わかっているので、きめ細かい立案ができるという部分ではそのとおりだと思います。しかし、町会にしてみると、その辺の部分が一番の不安というか、ある意味では、災害に備えるのは行政が主体でないのかという不満も持っています。例えば避難訓練を実施しますと言ったときに、逃げる方も高齢化していますし、協力していく町会役員の皆さんも高齢化が進んで、体力面などでも非常に不安が残りますし、避難のためのノウハウもない状態です。さらに、財源も乏しく、要援護者の存在についても、これをどうしていけばいいのかという部分ではさらに不安に思っているところです。

私が一番ショックだったのは、朝里では、線路のすぐわき、海岸のわきに住んでいる方に話を聞けば、いや、ずっと住んでいるけれども、今まではこの家まで津波がかぶることはなかったし、それから訓練は少ししんどくてできないし、大震災のときのような津波が来たらあきらめるとおっしゃるのです。あきらめるといって、そういう意識を変えていき、本当にきちんと助けられるシステムをつくっていかねばならないと考えております。

そういう中で、いつ襲ってくるかわからない、今日かもしれない、明日かもしれないという災害に対しての備えとして、訓練を必ず実施していくべきだと私も考えています。実際に、高島町会の訓練が終わった後は、祝津、忍路、銭函でも実施していくと聞いております。そういうところは実際にいろいろとやっていくためのノウハウをきちんとお持ちで、さらに市のサポートもあって進めていくと思うのですが、まだ実施していない町会の参考にするために、何点かお聞きします。

一つ目は、高島町会で行われた図上訓練も含めた避難訓練について、参加者数、そこにかかわった参加団体、高島町会で想定した津波の高さや到達時間、その他についてお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

高島町会の避難訓練についてですが、7月20日金曜日に図上訓練を行い、91名の参加をいただいております。7月22日日曜日は実際に逃げる実地訓練を行い、215名の参加をいただいております。参加団体についてですが、町会を除きまして、民生・児童委員協議会の高島地区の民生・児童委員の方々、第9分団の消防団員の方々、そのほかに小樽市の防災担当職員となっております。

津波の想定については、小樽市の津波ハザードマップで想定している津波ということで、今回は、津波浸水想定区域内の方はもちろんですが、ハザードマップで示している津波の浸水想定区域に隣接していて影響が想定される、標高が5メートルまでの区域の住民も避難対象として実施したところでございます。

○佐々木（秩）委員

地震が来てから、およそ何分ぐらいで津波が来るという時間の想定はありましたか。

○（総務）小濱主幹

ハザードマップでは三つぐらいの震源を想定していますが、高島地区で最初に海面がプラス・マイナス20センチの変動があって、生命等に影響が出てくる時間でいきますと、一番早いところで29分になっております。

○佐々木（秩）委員

およそ30分の時間の中で、避難をすべて終える訓練だったということだと思います。実際に、これを高島町会で実施した成果と、そのときに見えた課題などがありましたらお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

今回の高島町会の訓練では、町会の方があらかじめ選んだ6か所の高台を一時避難場所として、車両による広報を合図に住民が避難しました。訓練終了後の報告会では、避難場所によっては地震で階段が損傷して使用できないおそれや冬季には利用できないなど、避難場所として適さないという指摘がありました。また、車両による広報内



容がよく聞こえなかったとの課題がありました。

また、避難場所によっては、車いすの避難での所要時間の確認や、坂道で車いすを押すときにロープを使って牽引する方法が試されまして、効果があったという報告がされたほか、要援護者の方の避難については、隣近所の人が助けることが重要であるとの確認も行われました。

今回の訓練を通じまして、地域での課題や近隣の要援護者の支援方法などを確認できたほか、町会役員をはじめとして、参加された皆様の防災意識も高まったものと考えております。

**○佐々木（秩）委員**

車いすの要援護者を消防団の方を含めた 3 人ぐらいで高島の神社まで上げるという状況を見たのですが、そういうのを見ますと、朝里地区などは急な傾斜で幅もなく、ロープでは引くに引けない階段もあるので、そういうところはやはり大変だということを特に感じました。

図上訓練が行われていますけれども、その内容と役割についてお聞かせください。

**○（総務）小濱主幹**

図上訓練の内容と役割ですが、今回は 6 か所の避難場所ごとに 6 班に分かれていただき、地図を使った等高線の色分けですとか、地域の主な建物の確認や自宅と避難場所に目印のシールを張るなど、地域の地形や自宅と避難場所までの経路、障害物などを確認していただきまして、高齢者や一人で避難できない方の避難支援なども含めて、避難の際の課題などを話し合っていました。このように図上訓練は、大きな地図をみんなで囲み、経験したことのない災害をイメージして地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法の一つとなっております。

**○佐々木（秩）委員**

非常に有効であったということで、高島地区や小樽市外の他地区を含めて、さまざまな研究をされた上で始めたことだと思いますが、特に訓練の企画や準備、それから実施する場合のマニュアルやガイドラインは既に用意されていて、他地区で実施する場合の参考になるようにはなっているのでしょうか。

**○（総務）小濱主幹**

訓練の企画、実施のためのマニュアルなどについて、現在は作成しておりません。地域によっても事情が異なってくることから一律のマニュアルはつくっておりませんが、今後、各地で訓練を進める中で、訓練内容についての情報提供やマニュアルなどの作成についての検討をしてみたいと考えております。

**○佐々木（秩）委員**

文書で、こういうことを事前に地域でやる必要があるとわかれば、どこから取りかかればいいのかが見えると思いますので、ぜひ御用意をお願いしたいと思います。

それにかかわって、主催する町会側が主に訓練で実施する中身と、市がサポートしてくれる中身の代表的なものを具体的に幾つか挙げていただけますか。

**○（総務）小濱主幹**

今回の高島町会との避難訓練は、町会の主催ということで、町会では、訓練実施日の決定や避難対象地区への周知、参加者の把握、また実地訓練の避難場所の選定、避難誘導、避難訓練参加者の確認など、一般的な準備と訓練内容の決定などを行っております。

市では、事前に町会役員との打合せを何度か重ねまして、訓練の方法の提案や消防など関係機関への協力要請、災害時要援護者の参加の打診、要援護者の介助者など支援方法の調整のほか、先ほどもありました図上訓練については、防災担当職員が行うなどの支援を行ってまいりました。他の地域の訓練においては、実施される地域の事情などにより、役割分担などについては相談させていただいております。

○佐々木（秩）委員

具体的には、地域の実情に合わせて柔軟にやっていただけると押さえてよろしいでしょうか。

○（総務）小濱主幹

そのとおりでございます。

○佐々木（秩）委員

お聞きして、大分見えてきたのですが、避難訓練を成功させるポイントというか、こうやれば成功するよということがあれば、実際に避難を的確に行うための指針になると思いますので、実施した感想でも構わないので少しお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

何をもって成功というかは、少し難しいところもあるのですが、どのような形でも 1 度避難訓練を実施することが大事かと思えます。最初から何もかもがうまくいくわけではないと思えますので、訓練を通じて、先ほどもありましたように避難場所が危ない、ここは使えないということも出てくるでしょうから、そういう訓練を重ねて、次の訓練に生かすことで、実効性のある避難ができるようになっていくと思えます。

ただ、実施する場合には、避難訓練に対する意識の高い町会もあれば、必要がないと考えられている町会もありますので、そういうところについても順次、周知を徹底していきたいというふうに考えてございます。

○佐々木（秩）委員

町会の意識といえば、朝里町会などは、海沿いに住んでいらっしゃる方と段差の上に住んでいる方の二つの地域に分かれていて、うまく交流しながらやっていくのは非常に大変なところもあるので、今後、朝里町会のような未実施区域への働きかけや御支援をよろしくお願いいたします。

それから私が心配するのは、晴れた天気のようにときばかりではなく、冬の吹雪の日などに災害が起きる場合もあるのですが、冬季の訓練を予定しているのかどうかお聞かせ願います。

○（総務）小濱主幹

未実施地区の町会への働きかけについては、これまでも意向調査を行ってきたのですが、今後も意向などを伺ってまいりたいと思えます。また、その際には、既に実施した町会の例なども参考に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

冬季の訓練についてですが、今のところ冬季に訓練を実施する予定はございません。しかし、今ありましたように、特に降雪期には道路の状態も夏とは違いますので、訓練は必要と感じているところですが、なにぶん気象状況等が厳しいところもありますので、今後、各町会とも相談してまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

よろしく願いをします。

◎災害時の広報について

この件の二つ目ですが、先ほどの高島町会のお話に広報車の音が家の中ではよく聞こえなかったということが反省として出ていました。当日の反省会の中で、テレビをつけていたら何も聞こえなかったという御意見を聞いたので、私なりにいろいろと調べたところ、市町村によっては、屋外に固定式のスピーカーシステムをつけて防災行政無線を地域のスピーカーから流す、同報系という方法があるということがわかりました。

今の市の体制は、広報車で移動式の方法になっているのですが、小樽市では同報系という方法が導入されているのか、また、そういうシステムについての小樽市の考えをお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

屋外スピーカーなどにより一斉に避難情報などを伝える同報系の防災行政無線についてですが、小樽市では導入しておりません。現在、市民への情報提供などの伝達につきましては、市の防災計画で、FM放送による緊急非常

放送や消防防災サイレンのほか、エリアメール、消防団などによる伝達を行うとしておりますので、市としては、これら複数の方法を用いて対応してまいりたいと考えているところでございます。

今後、小樽市が導入する防災行政デジタル無線は、避難所と市役所の庁舎に置くことになるのですが、そういうシステムを使った同報系無線を今年度導入するまちなもありますので、その辺の状況も聞きながら、先ほど申しました伝達方法もあわせて、今後、地域の意見なども聞きながら協議してまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

今お聞きした、エリアメールやFMラジオ放送など、個別の家庭の中でというものも考えられるのですが、そういう習慣や持ち物として一切持っていない家庭の場合はどうするのかという問題があると思います。今、このようなシステムについては検討するという御答弁でしたが、蘭島から銭函までという非常に長い海岸線になるので、導入するには結構な金額がかかるのだらうと思いますが、試算はされていますでしょうか。

○（総務）小濱主幹

現在のところ、はっきりした金額の試算はしていないところです。先ほども申し上げましたように小樽市と同じMCA無線の防災行政デジタル無線で、本年度、同報系の整備をするまちなありますので、そちらにも、費用や整備の状況などについて伺って、参考にしてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

まだ幾らぐらいかというの聞いていないのですね、わかりました。この費用などについては、国や道からの補助や支援制度がないと聞いておりますが、整備するとなれば小樽市の単独でということになるのはそのとおりなのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

今回、避難所と庁舎に国の補助金を利用するのですが、同報系無線についてはメニュー入っていなかったもので、現在は補助がない状況でございます。

○佐々木（秩）委員

ぜひ何とか、こういうシステムの導入について補助メニューに加えるよう働きかけをお願いしたいと思います。

最後に一つだけお聞きしますが、先日、全国一斉訓練でJ-A L E R T、全国瞬時警報システムが動くとか動かないという話がありましたけれども、これは災害や津波などについてもカバーするものだと思っています。小樽市ではどこら辺まで導入されているのか、そして津波警報との絡みはどのようになっているのかお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

J-A L E R Tについては、小樽市でも受信機等を設置してございます。こちらは気象情報や先ほどおっしゃったように津波警報、大津波警報、津波に関する情報、地震の震度情報などが入るようになっております。小樽市では、屋外にスピーカーを置いてという同報系の設備は持っておりませんので、J-A L E R Tで受けた情報については、先ほども申しましたようにFM放送やサイレン等でお知らせする形になります。

○佐々木（秩）委員

J-A L E R Tと同報系のシステムがつながっていくことで、よりよい形で成り立つと私は思いますので、それが理想かどうかはわかりませんが、ぜひ働きかけや検討をお願いしたいと思います。

◎旧寿原邸について

次に、代表質問でもお聞きした、旧寿原邸について、もう少しお聞きしたいことがありますので、質問させていただきます。

一つ目は、維持・管理についての答弁で、ここ数年、利用者は減少傾向というお話がありましたが、ここ数年の来場者は押さえておられるでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

旧寿原邸のここ数年間の入場者数について、平成20年度から答弁いたします。20年度は629人、21年度は515人、22年度は436人、23年度は318人、24年度は8月26日までですが、1,701人となっております。

○佐々木（秩）委員

減少傾向だったのが、今年になってから何と1,000人以上を超える来場者があるという状況です。今年になって急に上がった理由などは押さえていますか。

○（建設）公園緑地課長

今回急に増えたものですから正式な分析はないのですが、昨年の10月ぐらいまでは、職人大学校が管理に携わっていて、その後撤退したということがありましたので、それで大きく下がったということだと思います。

今年につきましては、NPOのVisit Otaruの方がボランティアとして、平日、清掃活動をされておりまして、市としては土日及び祝日をシルバー人材センターに委託して一般の方に開放しています。そういう中で、たまたま平日に観光客の方が見えられた場合、昨年までは外観だけしか見られなかったのですが、NPOの方がいると中に入れて見せていただいたという経過もあると思います。また一度、イベントのような形で客を呼んだことがあり、そのときには100人規模の方が来られたというふうに押さえています。

○佐々木（秩）委員

本年8月4日に、今おっしゃられたNPOとボランティアの方々が、寿原邸の竣工100周年の記念として旧寿原邸ガーデンフェスタを開催しました。私も行きましたが、いろいろな工夫を凝らしたイベントをやっている、私が聞いたところでは、この日1日で300人以上の方が来られたということです。

やはりこの建物を生かしていこうという強い思いがこういう形になって現れていると思っていまして、利用者が減少傾向であるという答弁でしたが、今年に限っては、NPOの皆さんのおかげで回復しているということを押さえていただきたくて、質問させていただきました。

維持管理費については、昭和61年度から平成23年度までの合計が約5,800万円ということで、多額のお金がここに投入されているのという御答弁がありましたが、ここ3年間の年間予算について、それぞれの額をお示してください。また、その使い方等についてもお願いします。

○（建設）公園緑地課長

まず、金額についてですが、維持管理費として平成22年度は93万3,000円、23年度は89万5,000円、本年は99万1,000円となっております。その中身の概略ですが、本年の99万1,000円の内訳としましては、需用費として、電話、水道、電気代金が合計16万5,000円です。次に、委託料ですが、内容は、シルバー人材センターに土日・祝日の管理を委託しています。それと雪おろし、庭木の冬囲いを合わせて76万6,000円です。原材料費としては、冬囲いの材料費が6万円という内訳になっております。

○佐々木（秩）委員

この3年間、大体100万円に満たない金額で、さらにその中に委託料等としてシルバー人材センターの人件費等も入っているということなので、建物維持のために使われているお金は、ごくわずかな状態だということです。そういう中で、雨漏りが非常にひどい状態で、天上にしみ込み、配電設備に支障が出たため、現在、修繕方法等を検討中という答弁がありましたが、やはり漏電等の心配が過去にもあったので、また心配な状況です。少ない予算の中で大変だと思いますけれども、こういうものについては、早急な対応をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

代表質問でも答弁しておりますとおり、雨漏りや漏電の心配がある中で、今後、建築の専門職員も入れて調査をして実態を把握して、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

これ以外にも、屋内や庭等も含めて相当傷んでいる部分があると聞いていますが、それ以外の部分で押さえているところはあるですか。

○（建設）公園緑地課長

大まかな点については押さえております。ただ、専門家が見なければわからない部分もございますので、先ほど申しましたように、今後は建築の専門職員を入れて調査をする予定でおりますので、その中で明らかにしていきたいというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

私の聞いているところでは、正面の外壁が剥離したり、落ちたりしている。それから、室内については、和室の壁が落下し、雨漏りの関係でカビが非常に蔓延している状況があるとのこと。さらに庭については、木が枯れていたり、池の中にヘドロがたまっている状態だとも聞いております。今、専門家を入れて調査するというお話がありましたので、ぜひそういう専門家をきちんと入れて、その辺のところの点検をしていただけて対応していただきたいと思います。

時間がなくなってきましたのでお願いというか要望ですが、代表質問でもお話をさせてもらいましたように、この建物の価値は認められておりますので、きちんと残していくためにも、公園緑地課が所管して今のように暫定的な方法でずるずると持っていくのではなくて、この建物や庭をどのように使っていくのかという明確なビジョンをきちんと持って、そしてそのビジョンに合った所管できちんと市として管理していただきたいということを、重ねてお願いしたいと思います。本当に今のままではいけないのです。かけている予算も足りないと思います。この辺のところについて、やはりきちんと押さえていただきたいと思いますが、その辺のところについてはいかがでしょうか。

○建設部関野次長

旧寿原邸の維持・管理についてですが、旧寿原邸の所管につきましては、過去の経緯の中で、寄附を受けた当時、庭園や庭木が非常に素晴らしいものがあり、さらに眺望がいいということで、雪おろしや樹木の冬囲いという維持・管理は当時の公園課がそれに適しているということで所管しております。当然、旧寿原邸については建物ばかりではなく、庭も大変素晴らしいと聞きいております。私も実際に見ましたら眺望もいいですし、素晴らしい樹木等もございますので、そういうものの維持・管理を含めて旧寿原邸だと考えております。現在も公園緑地課が所管としてやっていますので、建設部には建物を担当している部署もあります。また、歴史的建造物については、まちづくりの部署もございますので、そのような連携をとって、今までは公園緑地課が主体で維持していくということでしたが、まずは関連部署とも連携を保って進めさせてもらっています。その中で、今、委員がおっしゃったようにいろいろな御意見がある中で、必要な部分については、いろいろな部署とも連携しながら進めていきたいと思っています。

○佐々木（秩）委員

そういう方向だということはわかりました。ぜひ、そういうことも含めて、ここにかかわっている市民の方々と意見交換などをした中で、進めていただければと思います。

この建物を管理していらっしゃる方々が、ぜひ直接、市長とお話をしてお願いしたいことがあるとおっしゃっていますので、市長と語る会などを含めてお話をしていただけるということでよろしいでしょうか。

○市長

わかりました。

○佐々木（秩）委員

ありがとうございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎観光客の回復状況について

経済・産業について何点かお尋ねしますが、昨年の大震災で、小樽の観光もいったんは危機的状況に陥ったのですけれども、市としてもいろいろな手だてを講じて回復を図ってきたと思います。これまでどのように回復してきたのか、調査あるいは掌握している数字を踏まえて、その回復ぶりを簡単にお示しください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

観光客の回復状況という御質問ですが、市としては、毎年、上半期と下半期で数字を発表しております。正式な数字ではありませんが、主要施設である大きな施設に 7 月ぐらいまでの数字をいただいています、昨年の数よりも増加しているのはもちろんで、ほぼ一昨年並みの数字だと把握しております。ただ、この数字はすべての観光施設を調査した数字ではないものですから、あくまでも参考ということで御理解をいただきたいと思います。

○中村委員

順調に回復してきたととらえていいと思いますし、特にアジアからの観光客の入り込みについては結構頑張っていて、市長も海外へ行かれて小樽を宣伝してきまして、非常に効果を上げてきたのではないかと思います。今、せっかく回復してきた状況に心配な要素が出てきております。皆さん御存じのように領土の問題で、今、新聞やテレビ等でいろいろと報道されていますが、特に心配なのは、やはり中国、そして韓国です。台湾なども若干関係してくると思うのですが、領土の問題がいろいろと報道されていて、日本の国内でもその影響がいろいろと出てきているという記事なども目にします。

それで今、一番心配なのは、小樽の観光に何か影響は出てきているのだろうか。現在、掌握しております状況をお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

御質問がありました昨今の領土問題に関する影響についてですけれども、実は、先週の初めと本日、外国人観光客を受け入れている宿泊施設 3 か所と物販施設 1 か所、飲食施設 1 か所に電話で担当者に聞き取りをしまして、現在のところ大きなキャンセルなどの大きな影響はないというふうに聞いております。

○中村委員

今は影響がないということですが、この領土の問題がどのように動いていくか、もちろんこれは大きな問題ですから、国、政府がどういう動きをするかということもあろうかと思うので、政府の対応なども注目しなければならないと思います。しかし、今後の見通しを想定しながら小樽としてできること、何か打つべき手、備えておかなければならないこともあると思いますが、何か検討されていることはございますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今後のことですが、これからどのような状況になっていくのかということ、まずは注視していかなければならないと考えております。

小樽としての今後の対応に関してましては、特に小樽ということだけではなく、北海道全体、そして日本全体の観光という中で考えていかなければならないと思います。ただ、なにぶん一地域一都市で解決できる問題ではございませんので、簡単に解決できるような策はありませんけれども、おもてなしの部分など、いろいろな面で、これまでの誘致も含めて継続していくしかないというふうに考えております。

○（産業港湾）観光振興室長

今、主幹からも申しましたが、昨今ニュースなどを見ますと、中国人の旅行者自体が本当に日本に行っても大丈

夫なのか、自分たちは危険ではないのかと非常に危惧している部分がございますので、それは小樽だけではありませんけれども、中国から日本に旅行に来て安心だということを発信していくことがひとつ大事ではないかというふうに考えております。

○中村委員

中国の方が日本に来た場合に、何かあるのではないかと心配しているということで、わかりました。この件につきましては、例えば小樽だけではもちろん難しいのでしょうかけれども、例えば札幌とはMICEのことなどでもやりとりしていますが、北海道と何か協議する場というのはまだないのですか、現状では。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

この件に関しては、道庁と各都市で協議するものは特に設定されておりませんが、報道などでも、現在、北海道運輸局をはじめ道庁でもいろいろな情報収集をしていると聞いておりますし、私どもも市内でわかる範囲についての情報収集しておりますので、いずれかの時期では、そういった中での情報交換や情報の共有に向けて、会議があるかないかは別としても、情報の共有ができるようになってくるというふうに考えております。

○中村委員

現時点での影響はまだ出ていませんが、この後どうなるかわからないというところを踏まえて、その辺の情報交換なりを密接にして、備えをしていただきたいと思います。

それから、これはMICEにも関係してくるのですが、小樽の海陽亭がこのままでいくと営業をやめるかもしれないという情報が入っております。先月、たまたま海陽亭の納涼会に伺ったのですが、中を拝見させていただき、いろいろな出し物も見ていただいたのですが、海陽亭の件について、市として何か情報は入っていますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

海陽亭の件ですが、市としては、やめるというお話を直接は聞いてはおりません。

海陽亭につきましては、私どもも内部を見せていただいたこともありますし、立地場所、建物、これまで小樽で料亭として使われてきた歴史といったものを含めると、今、委員が言われたように、MICEということで私どもと札幌市などが連携して広域的な観光客の誘致の取組を進めておりますが、そういった意味で海陽亭は小樽らしいといえますか、小樽の観光資源としては大変貴重で立派な建物であり、観光資源としても貴重なものだというふうに考えております。

○中村委員

私も、直接伺ってお聞きしましたら、小樽市全体としては観光客が順調に戻っているのですが、どういうわけか海陽亭の客数は半減しているということでした。その辺の原因が、私にはよくわからないのですが、どういうところに原因があるのだろうか、いろいろとお話を伺って何点か思うところがありました。まず観光協会に入っていないということですが、でも、これがすべての原因ではないと思います。独自に小樽海陽亭のことを記事にしてもらったり、あるいは取材に来ることなどもあったので、今まではそれで何とか乗り切ってきたらしいのですが、実際に客の数が半減して困っているとのこと。本当にどうするかを検討しているという話も聞きまして、建物は歴史的建造物ですし、中を見ましても、これはもうめったにないくらい非常に価値のあるもので、先ほど寿原邸の話も出ていましたが、海陽亭もまた小樽にとってはなくてはならない非常に重要な建物なので、これをぜひ頑張って何とか維持していただきたいということがまず一つあります。

それから中で展示している資料も、非常に貴重な資料が展示されております。願わくば、もう少し工夫して、来る方にももう少し効果的にアピールできるような展示の仕方がないものかというふうに感じました。

それからさらに、今、札幌の海陽亭がなくなりました。それで、芸者が小樽の海陽亭に来て踊りを見せているので、その踊りも拝見しまして、これまたすばらしいものだと私は感じましたし、今、札幌の海陽亭がなくなって、そういうものを見せる機会が少なくなっているのです。願わくば小樽らしく演出したものを小樽に来る観光客に見て

いただきたいと思います。私が拝見した限りでは、芸者の踊りも演目も非常に多彩なので、プラスアルファで小樽らしいもの、例えば忍路鯨場の会の踊りなどを見ていただくような工夫を凝らしていただき、現状は希望があるときにだけお見せしているということですが、できればそれを常設として見せていくような、小樽の目玉とすることも私は不可能ではないと思います。小樽では、通年での観光や宿泊型観光という課題がありますので、小樽に泊まっていただく方に、そういった多彩な出し物を見ていただいて、小樽の夜を楽しんでいただけるように一工夫、二工夫していただきたいので、それに対して市も最大限の協力体制をとっていただきたいと思います。

芸者の踊り以外のことをどうして検討しないのですかと、私も言ったのですけれども、ここは料亭なので、それ以外のものはもう考えられないと、本当に昔からいる方で非常に頑固一徹に考えているのです。確かに、それも一つかとは思うのですが、もっと柔軟性を持って、観光で来る方の立場に立って多彩に楽しんでいただくような工夫があってもいいのではないのかと私なりに感じました。

なおかつ、できれば観光協会にも入っていただいて、そして海陽亭のことを全国に発信していくことも、観光協会に入らない理由もおありだとは思いますが、市からも入るための条件などを懇切丁寧に説明していただいて、そういう手だても講じていただければと思います。なにせ小樽にとっては貴重な財産だと思いますので、廃業しないように、ひとつ協力体制をとっていただけないかと思えます。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、海陽亭のことについていろいろとお話ございましたが、一企業なので、なにぶん市としてもなかなか難しい面はあるのですけれども、ひとつ観光協会に入っていないというお話であれば、私どもから観光協会に、お誘いの説明をするように言うことはできますので、そういった中で観光協会からいろいろとお話を聞いていくということは可能かというふうに考えております。

#### ○（産業港湾）観光振興室長

今、主幹から答弁したとおりですが、確かに一つのお店として紹介やセールスすることはできませんけれども、中村委員から御指摘あるように、歴史的遺産、文化的な価値が非常にあるということは私どもも認識しておりますので、国内外を問わず旅行会社がこちらに来た場合には、小樽の歴史を見せるのにこういう施設なり飲食店があるということは紹介していけると思っておりますので、そういう形で市も側面からバックアップしていきたいというふうに思っております。

#### ○中村委員

ぜひよろしく願いいたします。

#### ◎6次産業について

次に、これも観光にも関係してくると思いますが、今、小樽市内の農業者、漁業者の中で、新しい動きが出ているように聞いております。6次産業という言葉は、これまでに議会でも出てきたと思いますし、地産地消や食育という言葉も議会に出てきております。小樽でも農業者、漁業者の中で話を聞いておりますと、6次産業化について、いろいろと検討しているというお話を聞くことができます。

これまで六次産業化法というのは、平成22年12月3日に公布されているのですが、その前にこれに関連すると思えますけれども、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律が平成20年5月に公布になっています。そういった法に基づきながら、今まで、漁業者なりから小樽市として取り扱ってきた、これに類する動きにはどのようなものがあったのでしょうか。

#### ○（産業港湾）水産課長

近年言われております6次産業化の漁業者の動きにつきましては、小樽機船漁業協同組合が中核となりシーネット小樽機船有限責任事業組合という法人を立ち上げております。この組合は平成18年に設立しておりますが、機船組合、さらには機船組合に所属の船会社、それから水産加工業者、当時はこれら11社で設立してございます。この



事業組合は、当時大変多くとれていたホッケを中心に、その加工品の開発、流通販売を担う会社として立ち上げて現在も存続しております。

また、小樽市漁業協同組合では、昨年 3 月に地産水産物付加価値施設という建物を建設し、昨年 9 月にその建物内で使います重機類を導入し、10 月から稼働しています。こちらの施設の目的は、やはり地産の水産物の高付加価値化をテーマに建てられた試験研究開発施設という位置づけでございます。現在、まだこの施設において新たな高付加価値化の図られた商品は開発されておきませんが、現在も例えば、手のひらサイズで商品にならないカレイの商品開発をして、いかに商品として販売できるか、それから海水用の水槽も常設しており、生きたタコやアワビ、ウニを蓄養して市況に応じて出荷するという取組をしております。

いずれにいたしましても、今、委員から御質問のありました 6 次産業化的な取組ということ言えば、既にこのような取組が始まっております。ただ、通称で六次産業化法と言っております、農林漁業者等の 1 次産業、さらには 2 次産業、そして販売の 3 次産業という形で一つの法人的なものをつくったのは、この法律には沿ってはおりませんが、先ほどのシーネット小樽機船がそういったものに該当するというふうに考えております。

#### ○中村委員

6 次産業化という動きを簡単に言いますと、農業や水産業などの第 1 次産業が食品加工あるいは流通販売にも業務展開している経営形態を現すのです。つまり今まで第 2 次産業、第 3 次産業での事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させて、それを振興していくことが 6 次産業化だと思うのです。

それで今、小樽のこれまでの事業展開をお聞きしましたが、新しい芽というのは、例えば農家が直接、飲食物の販売を手がける。道の駅や直売はこれまでもやってきたと思うのですが、さらに付加価値をつけたものとして、例えば、今、忍路の水車の会では、自分たちで栽培したそばを刈って粉をつくり、自分たちでそばを打ち、実際に自分たちで直接いっしょの方に提供し、楽しんでいただこうと考えているのです。

このように、直接、飲食物を提供する動きは、全国にも事例がありますし、農家レストランや農家カフェという言い方もあると思うのですが、全国では既にそういった先進事例もあります。小樽でも、そういった新しい芽が出つつあると思いますので、ぜひ、農業者や漁業者の動向や考えていることをしっかりと掌握していただき、その芽を育てていただきたいと思うのです。

忍路水車の会では、そういった実験を兼ねた事業を今月 30 日に予定していると聞いております。それで、この点については、食品衛生法などいろいろな条件もあろうかとは思いますが、それをクリアして事業に進んでいきたいと思っているのです。この件について、市として支援していただける、あるいは後援していただけるという体制をとっていただけるのでしょうか。

#### ○（産業港湾）農政課長

忍路水車の会の関係につきましては、先週、水車の会の代表者からそば祭りをしたいという話が電話で一報がありました。ついては市の後援を受けたいということで、農政課としても農業振興が図られるので、申請をしていたら、内容等に不備等なければすぐにでも認証というか、後援をしたいとは思っています。まだ申請が出ていないので、詳しい内容はわからないのですが、確かに土地を借りてそばを植えていまして、その年はだめで、恐らく今年がちょうどよくなったのではないかと思います。それで何か、そばを打つような行事をやりたいと聞いていますので、そういう中の後援や支援などはしていきたいと思っています。

#### ○中村委員

保健所にもいろいろと相談に行っていると思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○（保健所）保健総務課長

詳細は承知していませんが、そばの実を加工して、めん類をつくる場合につきましては、食品衛生法上のめん類製造業の許可が必要となりますので、そういった動きがあれば、保健所に事前に許可、申請に係る御相談は来て

いるかと思えます。

○中村委員

私が聞いているのは、保健所からは温かいそばならいいけれども、冷たいそばはだめだということがあるらしいのです。それは当然、食中毒のことや排水、汚水処理の設備が不備だということもあろうかと思うので、それらがクリアできれば保健所でもオーケーしていただけるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○保健所参事

今の御質問では意味がわかりませんので、答弁できかねます。

○中村委員

早い話が、条件はほぼクリアしているけれども、排水の設備が完全ではないということで、温かいそばはいいけれども冷たいそばは大量の水を使いますので、その水をどのように処理するのかという対応が不備であって冷たいそばがだめだということらしいのです。例えば、汚水ますをつくって、あるいは排水、汚水をためておく容器をきちんと用意して、それを産業廃棄物の業者へ持って行って処理をすれば、その辺はクリアできるのではないですかということで、それがクリアできれば冷たいそばもオーケーですねということでお答えをいただきたいかったです。

いずれにしても、新しい芽です。農業者、漁業者がそういったことで、今までにはないような動きをしております。中央市場に直接生産者が農産物を持って行って販売するというのも、かつては考えられなかったと思うのです。そういうことが今年あたりは実際に行われていますので、6次産業化といいますか、そういう新しい芽が出てきていますので、農業、漁業の活性化のためにも、そういった芽を育てていくような協力体制をお願いして終わりたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○中島委員

◎おたる自然の村遊歩道について

閉鎖された自然の村遊歩道の再開を求めて質問いたします。

おたる自然の村公社が運営している農林漁業体験実習館、通称おこぼち山荘は、近隣各地の小・中学生が利用して社会教育の役割を果たしている施設です。

平成23年度の自然の村への入村者数、また、そのうち中学生以下の利用人数は何人でしょうか。同時に、宿泊数の全体数と小・中学生の数もお答えください。

○（産業港湾）農政課長

平成23年度の入村者数の中学生以下につきましては、1万871人となっております。次に、宿泊者数についてですが、小・中学生が4,055人となっております。

○中島委員

小・中学生だけではなくて、全体の数もお示してください。

○(産業港湾)農政課長

宿泊数につきましては、一般が2,281人、それと小・中学生を区別せずにカウントしていますので、小・中学生が4,055人となっております。

○中島委員

一般と中学生も合わせた全体の利用者数は大体2万人ぐらいであり、宿泊は64パーセントが小・中学生ということで、子供たちの利用が増えていると思いますが、小学校、中学校の利用している学校の数は幾つぐらいになりますか。

○(産業港湾)農政課長

昨年度は、小学校が44校、2,237人、中学校が24校で1,428人となっております。

○中島委員

60校から70校ぐらいで、三千五、六百人の子供たちがここを利用しているということですが、主にどのような学習をしているのでしょうか。

○(産業港湾)農政課長

内容につきましては、小・中学校とも修学旅行前の事前研修ということで利用していることが主な利用の目的のようであります。小学校につきましては、小樽市内散策と水族館等の見学、それと天狗山登山、野外炊飯、キャンプファイアなどを行っているということです。

次に、中学生につきましては、小樽市内散策と札幌市内散策、仁木町、余市町での農業体験、それと野外炊飯、キャンプファイアになっております。

○中島委員

今の説明にあったように、天狗山登山や野外炊飯、いわゆる炊事遠足をして自然を楽しむコースが入っております。

手軽な遊歩道を利用した自然体験や自然散策コースなども設定されていましたが、実は、今年の春に石狩森林管理署が自然の村周辺の遊歩道に通行禁止の指示を出しまして、立入禁止のテープを数か所に張っていきました。その後、倒木のおそれのある木をある程度は伐採したと聞いておりますが、今年の春になってから、また新たに自然の村の入り口から天狗山観光道路につながる、通称いこいの森というコースも立入禁止のテープが張られております。

このように次々に立入禁止の措置をしている理由や背景については、把握しているのでしょうか。

○(産業港湾)農政課長

いこいの森の閉鎖につきまして、管理する石狩森林管理署に聞きましたところ、森林パトロールを実施した際に、枯れ木等の危険木があり、いこいの森のコースは一般開放をしているところではないので、事故等があった際に責任の所在がはっきりしないため、立入禁止にしたということでした。

○中島委員

とは言いますけれども、おこばち山荘に宿泊した小・中学生が利用する自然体験コースであるいこいの森は、平成23年度にはどれぐらいの利用がありましたか。

○(産業港湾)農政課長

平成23年度は、小学校が6校で168人、それと一つの幼稚園の利用がありまして19人が利用しています。

○中島委員

私も実際に30分ほど歩いてみましたが、手ごろな自然体験コースとしてなかなか楽しめる場所です。そういう点では、今年閉鎖されたために今は人が入らなくなって、わずか半年の間に草が生えてきて、遊歩道としての整備がどんどん悪化しています。自然の村の職員の皆さんやここで働くシルバー人材センターの方から、ぜひ利用させ

てほしい、子供たちにも使ってほしいという要望をいただきまして、今回調べた経過があります。

ほかにも小樽市では、自然の村周辺にある一定の土地を国に使用料を払って借り上げているとも聞いておりますが、何か所で、年間の費用はどれぐらいで借りているのでしょうか。いこいの森のコースも同じように借り上げて利用することはできないのでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

自然の村の関係で国有地を借りているところはあります。これにつきましては、おこばち山荘やキャンプ場などの広いところで、森林レクリエーション用地として借りております。平成24年度の使用料が38万4,600円となっております。また、その敷地から展望台までの用地と歩道を使用料6,700円で借りております。それと、炭焼き窯用地につきましては3,000円で借りております。合計としては39万4,300円で借りております。

次に、いこいの森の関係を借りられないのかという御質問ですが、自然の村が借りているところもそうですし、いこいの森の遊歩道につきましても一帯は国有地でありまして、石狩森林管理署が管理しています。遊歩道について聞いたところ、平成11年か12年ごろに国が整備しているらしいということもありますので、まず国で何とか開放に向けてできないのか。それと聞いている中では、いこいの森を登り切った道路も市道の天狗山の道路につながっているのですが、そこが一部まだ使用できることにはなっています。それと、入林申請承認書を出すという要件を満たせば入れると聞いていますので、借りるのは可能ですが、まずそこを使えないかどうかという今後の利用については、自然の村公社と連携して検討したいと思っています。

○中島委員

今の御答弁のとおり、利用するための手続はとれると聞いております。ですから、当面の間は、そういう手続をして、利用したい方々にこたえることは可能だと思うのですが、やはり私が問題だと思うのは、背景には奥入瀬川溪流の散策で枯れ木が落ちてきて重傷を負った夫婦の問題が裁判ざたになり、最高裁で1億円数千万円もする賠償が決まったということで、国としては、倒木の可能性がある危険なところに対する管理を強めたという経過があるやに聞いております。そういう方向で一律にチェックをして閉鎖し、入ったのは個人の責任だと言わんばかりのやり方ではなく、本来皆さんが使っている有効な自然環境を、どのように安全確保をしながら引き続き有効活用できるかということに、もっと国が手だてをとってほしいという立場で取り上げたものです。

そういう意味では、安全管理は重要な課題ですから、自治体に任せるということでは、財政的にもまた管理的にも厳しいものがありますので、国として現場で使っているものについての検討と倒木管理の予算化をきちんとしてほしいということ、小樽市としても要請していただきたい。その上で、当面使う方向も検討していくということで、ぜひそういう働きかけをしてほしいと思っていますが、その点では期待してよろしいでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

それにつきましては確認をしていますが、委員がおっしゃったように、恐らく全国的に閉鎖しているのではないかと考えています。先ほども申しましたように、もともとは国が整備した歩道ですので、ぜひ国で開放していただきたいということで、秋に石狩森林管理署管内の市町村長が集まる会議がありますので、その席上で要望を出していきたいと思っています。

---

○北野委員

◎財政問題について

財政問題で質問します。

はじめに平成24年度の一般会計の収支の経過と、これから予定されている4定と5定に向けた財源の使用等の見直しについて、まず説明をしてください。

### ○（財政）財政課長

平成24年度の一般会計の今後の見通しについてですが、まず当初予算の段階では、予算編成の時点におきまして7億8,000万円の財源不足が生じたことから、財政調整基金から6億3,000万円の手当し、除雪費の1億5,000万円を計上留保して、当初予算を編成したところであります。

その後、第2回定例会と今定例会におきまして一般財源の部分を合わせまして3億2,000万円、この部分は繰越金から財源手当をする形をとっておりまして、今回の決算で示しております繰越金が11億7,300万円ございますので、そこから3億2,000万円を引き、8億5,300万円を財政調整基金に積み立てる形になっております。

そのほか24年度につきましては、普通交付税の予算より上回って算定される部分がありますので、その分の4億7,700万円、合計の13億6,500万円について、財政調整基金に積む形をとっております。

今後については、4定、5定で補正予算の財源にこれらを活用していきますが、当面の考えといたしましては、見込まれる部分を昨年と同様だと考えますと、除雪費の補正が考えられまして、昨年度は2億5,000万円の補正をしておりますので、この分を引きますと13億円が11億円ぐらいになろうかと思っております。

### ○北野委員

地方交付税は平成24年度の当初予算より6億5,000万円以上を上回る配分となったと。この財源の一部を基にして、ささやかではありますけれども第4回定例会以降に、22年度まで行っていた高校新卒者の臨時職員を21年度のように15人ほど採用するとか、新・市民プールの基本設計を行うという市民要求にこたえる事業を年度内に組むべきだというのが我が党の主張で、これはささやかなのです。

また、あわせて、我々が言っている二つの事業に要する財源はいかほどになるかお答えください。

### ○（総務）職員課長

高校新卒者の臨時職員を今年度の下半期に雇った場合には、おおよそ1,350万円となります。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

新・市民プールの基本設計につきましては、当初総合計画の中で2,800万円という予算をつけておりました。当初の先進事例調査を基に基本設計、実施設計を行ったプール施設の委託料を参考に想定した概算であり、現状ではまだ設計に至っておりませんので、予算要求をすることができない状況になっております。

### ○教育部長

新・市民プールの設計に関する予算についてですけれども、今、生涯スポーツ課長が申しました2,800万円については、平成23年度から25年度の先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計の総体の額ということで想定していたものでございます。

（「だから、実施設計を含んで2,800万円ということでしょう」と呼ぶ者あり）

そういうことです。

### ○北野委員

先ほど財政課長から説明があったように、いろいろな苦勞をされていると思うのですが、我が党の新谷議員が代表質問でも質問しましたけれども、市長はそういう事業をやらない理由に、新年度予算編成に当たっては8億円前後の財源を持っていないと編成できないと答弁しています。これは収支を合わせなければならないから財源が足りないということだと思うのですが、その理由をもっと詳しく具体的に説明していただけないでしょうか。

### ○（財政）財政課長

8億円程度の財源を持っていないれば予算編成ができないということについてですが、平成23年度も当初予算で8億8,000万円、24年度の当初予算においても7億8,000万円という財源不足が生じておきまして、23年度は他会計からの借入れ、24年度は先ほど申しましたとおり、財政調整基金と除雪費の一部計上留保という形で予算編成をしました。

財政運営というのは、やはり歳入に見合った歳出構造の下やっっていかなければならないものになりますが、結局それがとれていないのが昨今の予算編成における状況で、歳入に見合っただけの歳出ではなかなか賅っていけない状況です。結局、人口減などにより市税も落ち込んでおりますし、その一方で高齢化などにより扶助費も増高しておりますので、この辺の見合いを考えますと、現時点の段階では例年 8 億円程度の財源不足が生じておまして、これに充てなければならない状況でございます。

#### ○北野委員

あなた方のおっしゃることを、私は否定をしないですよ。いくら実質収支が黒字になったといっても、単年度収支では 1,000 万円からの赤字なのだから。そういうことを理由にして、事業についてなかなか厳しいというのが中松市長の考えなのですね。

しかし一方では、決算説明書に書いてありますが、単年度の実質収支は前年度の繰越金を差し引けば 6 億 5,600 万円の黒字になるのです。だから、ここには全然触れないで、単年度収支だけを持ち出して事業をやらない理由にするのはいかがかと思うのですが、その辺についてはどういう考えをお持ちですか。

#### ○（財政）財政課長

6 億円という数字が出ておりますが、これは実質収支の中から財政調整基金を積んだ後の数字なので、先ほど申し上げましたように、あくまでも新年度以降の財源不足を解消するために基金に積んだ結果でございまして、昨年からの繰越金を除けばマイナス、つまり単年度の収入と歳出ではマイナスになっているのは事実なので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

#### ○北野委員

そういうことをわかった上での話ですけれども、先ほどの財政課長の説明でも、今後、恐らく 5 定以降になると思うのですが、除雪費の追加で前年並みに組んだとしても 2 億 5,000 万円ぐらいで、11 億円から 2 億 5,000 万円ぐらいを引くのですから 7 億 8,000 万円ぐらい、その分を全部持って新年度予算編成に当たれるのですよね、そういうことでしょうか。そうすると、今、前段で聞きましたが、臨時職員として 15 人ほどの採用と、新・市民プールの基本設計と実施設計を合わせて 2,800 万円ということだから、仮に半分で基本設計ができるとして 1,400 万円だとすれば、2,800 万円ぐらいあれば基本設計と臨時職員の採用は可能なのです。だから、大勢に影響はないでしょう、それぐらいの財源なのだから。交付税が予算より上回ったのには理由があって、地域経済の基盤強化とか雇用対策に使えと言っているのですよ。

だから、私が要求していることは、無理な話ではないです。あなた方の立場に立ったとしても、わずか 2,800 万円ぐらいを使えないのかと。これぐらいのことをやらないでいて、市長は口を開けば安心・安全と雇用だと言いますが、安心・安全は防災のことだと思いますけれども、雇用については何もやっていないのと同じでしょう。市長が口に出してマスコミに載って、今度の市長は安心・安全と雇用に力を入れるということを期待している人がいっぱいいるのですが、いざやりなさいと、ささやかですけれども、あなた方の言うことを前提にしても財源があるじゃないかと言っても、冷たい返事なのかい。そうしたら、市長の言うこういう公約なんていうのは撤回してください。これは、市長が答えてください。

#### ○市長

北野委員のおっしゃるように、私は、経済あるいは雇用といったことについて、重点的に取り組んでいきたいという話は何度となくしております。しかし、もう一方は、財政の健全化ということも、かなり強い口調でお話しておりますことを御理解いただきたいと思うのです。

確かに、2 年連続で収支が黒字となった、結果としてそうなったのですが、ではその財源対策はどうだったかという、一つには他会計から借入れをしていること、それからもう一つは職員給与を削減して取り組んできているといったことがあるのです。

現に平成24年度の財政予算編成をするときに、やはり財政が厳しくて、足りなくて、そして最終的に1億5,000万円ない、これはどうしたらいいかということで、結局、除雪費を留保したところであります。

そういうことをぜひ御理解いただきたいと思いますし、少し余計な話でございますが、私は35年間銀行に勤務しております、その間、取引先には、できるだけ利益を出して内部留保を厚くするという話をずっと続けてやってきました。これは民間企業の話ですが、行政といたしましても同様にやはり私が申し上げてきた自己資本比率の10パーセントは何としても確保しないと、そうしないと、もうあつという間にアゲンストの風が吹いたときに、すぐ資本勘定を食ってしまうということを言ってきたところでもあります。民間の場合は、貸借対照表上に総資産、それから資本ということで、この率が自己資本比率でして、行政にそれはありませんが、私としては、小樽市の財政規模が仮に300億円であれば、その10パーセントは内部留保というか、基金その他に積むというのが大前提だと、それは私が常日ごろ申し上げておりますように、小樽市民を守るというのはそういうことでございますので、やはり継続可能な財政運営をするということから言うと、今私が答弁をさせていただいているような状況の中で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

#### ○北野委員

市長、私はそういうことをわかった上で言っているのです。だから、市長なり財政部が新年度予算編成についてこれぐらいの財源がないと不安でできないと、それはそうでしょうということを認めているのです。だから、今の基金に積む予定から、2,800万円ぐらい使ったって大勢に影響はないでしょう。財政運営というのであれば、例えば市長が言いましたけれども、どうしても財源が足りないという場合、除雪費の一部の1億5,000円留保して今回はつけましたけれども、そういうことだってできるのですよ。それは第3回定例会でやるのです、今回の。来年も同じだと思うのです、仮にそういう留保するような事態が生まれれば。ちょうど運よく言ったらあれだけでも、あなた方の努力で不用額が今年は20億円か21億円、出ているのですよ。全部が使えるわけではないと思っております、返還したり何なりしたりしなければならぬから。それでも、それぐらいは出るのです。そういう財源の見通しがあるのだから、先ほど言ったように、多少のことはやって、市長はなるほど財源の許す範囲でそういう努力をしているということになるのではないですか。

市長は先ほど何か声高に私に理解してくれと言うけれども、それは公約を何もやらないということを理解してくれということだから、それは理解できません。私はあなたの言うことを理解して質問しているのですから、こちら譲っているのだからそちらも譲った答弁をしてはいかがですか。財政部でもいいですけども。何もむちゃくちゃなことは言っていないでしょう。

#### ○財政部長

北野委員から不用額の話がございました。本会議で市長から答弁しておりますが、結果として出てきているもので、北野委員も御存じでしょうけれども、その分を見込んで予算編成するというのは本来の意味の自治法からいきますと……

(「いやいや、話をそらしたらだめだよ。8億円ぐらい出ているというのは話として出したけれども、あんた方が積もうとしている財源の大半は残っているのだから、新年度編成で。」と呼ぶ者あり)

それは先ほどの不用額の話で、結果として出てきたもので……

(「不用額はプラスアルファで考えているのだから」と呼ぶ者あり)

ええ、結果として出てきた話でございます、その分を見込んで予算編成をするのは、それは結果としてそういうことは可能でしょうけれども、財政部として予算編成をする立場で、総計予算の原則からいきますと、先ほど財政課長からも説明しましたように、歳入を持って歳出を組むのが原則だと私は理解しております。

## ○北野委員

あなたは、道にいてもそんな指導を市町村にやっているのかい。おかしいでしょう。私は、あなた方が新年度予算を編成するのに 8 億円ぐらい必要だということから、これに影響するような予算の使い方を要求してはいないのです。不用額はプラスアルファで考えているのです、私の言っていることは。何もむちゃくちゃでないですよ。市長の言うことも財務部長の言うこともみんなわかった上で、尊重しても、これぐらいはできるだろうと、何でやらないのかということですよ。

これさえやらないから、市長の言う安心・安全や雇用に重点を置くというのは、でたらめでないかということになってしまうのです。私の言っていることをゆがめないで、こんなにささやかなことを、ではやりますと何で言えないの。何かこのことを言えば新年度予算編成ができなくなるぐらいの話をするから、でたらめなこと言うのではないと言っているのです、再度整理して答えてください。

## ○副市長

今この場であれをやれ、これをやれと言われても、その必要論をまだしているわけでは……

(「あれもこれもではない、ささやかなことしか言っていないよ。話をごまかしたらだめです。」  
と呼ぶ者あり)

2,800万円といいますが、それぐらいといいますが、税にしてみたら大したことがないことはありませんので、予算要求の中でそれぞれ、それが必要か、本当にやるべきことなのか、それもまだ議論していない中で、今ここでやりますとは言えないという状況を理解していただきたいと思います。

## ○北野委員

今の副市長の話ですが、これは今すぐ答弁できないというから、部内で検討してください。あなたの方針でいつでもできるのだから、それすらやらないというのはいかがかということですよ。

## ◎議事堂の補修再生について

次に、歴史的建造物保全の立場から議事堂の補修再生について伺います。

今回、工事をしていただいたのですが、これは市民の代表である議員と本会議場で傍聴する市民の安全を守るために行った対策だということで評価をするものです。その立場に立って、天井のステンドグラスを生かせということを常々言ってきていますが、これは議事堂の価値を高める上でも、かなめ中のかなめだと思うのです。今回、これを生かす工事をどうしてしなかったのか、まず説明をしてください。

## ○(総務)総務課長

ステンドグラスを生かすことにつきましては、昨年の第 3 回定例会で北野委員から一般質問で御質問いただいている件でございます。

その中で、市長の答弁では、天井のステンドグラスについては大変歴史的な価値があるもので、私もステンドグラスを生かすことで本庁舎本館の歴史的価値が高まると考えておりますと答弁しております。ただ、その同じ答弁の中で、ステンドグラス改修を含めた議事堂の照明改修について、平成 11 年の見積りでは概算で 8,000 万円以上の改修費がかかるということで、議事堂の改修についてはその必要性は認識しておりますが、将来の課題であると考えておりますと答弁させていただいております。どうして生かすことをしないのかという御質問ですが、生かさなないということではなくて、将来の課題として認識しているということで御理解していただきたいと思っております。

## ○北野委員

将来というのがくせ者で、そう言いながらずっと長期にやらないということが続けてきているでしょう、いろいろな形で。だから、将来の課題だから今すぐにはできないということを理解することはできるわけがないのです、今までの例で。

それで、伺いますが、市長はステンドグラスの歴史的、文化的な価値について認識されているようですけども、



専門家による歴史的、文化的価値について、小樽市としてはどのように認識されているか、根拠を持って御説明ください。

**○（教育）総合博物館副館長**

ステンドグラスについて説明いたします。

当市の市役所本庁舎にある議事堂のステンドグラスについてですが、ステンドグラスそのものというよりステンドグラスがついた議事堂、ステンドグラスを持っている市庁舎という意味で、私が調べている中では、道内ではほかに例はございません。そういう意味では大変貴重なもので、全国的にも戦前の昭和 8 年建築で、このような形でいまだに現役で使っていて、当時から大きく形を変えていないという点では非常に貴重なものです。その貴重なものという表現の中には、もちろんステンドグラスそのものも含まれるということでございます。

**○北野委員**

それで、この問題を調べていったら、理事者側の説明によると、ステンドグラスに亀裂が生じている箇所があるとのことで、私は天井が写っている写真を渡して、どこが壊れているか印つけてほしいと言ったら、こういうふうにつけてきたのですが、まずこれだけではわからないので、どなたか答えてくれますか。

**○（建設）建築住宅課長**

議事堂のステンドグラスの亀裂についてですが、今回の工事の際に合計 3 か所の亀裂を確認いたしました。その場所については、なかなか口では説明しづらいのですが、議事堂の天井をイメージしていただきますと、議事堂のステンドグラスは、はりに囲まれる形で 4 ブロックに分かれています。さらに、その中が 9 ブロックに分かれています。

その中で、少しわかりづらいかもしれませんが、傍聴席側から見て、前方右側のブロックで 9 分割されたうちの最前列中央に 1 か所、同じく傍聴席から見て後方右側のブロックで 9 分割されたうちの 2 列目左側に 1 か所、それから同じく後方左側ブロックで 9 分割されたうちの最後列中央に 1 か所、合計 3 か所に亀裂を確認することができました。

**○北野委員**

そのほかに、今回の調査で分かったのだと思うのですが、いつの時期かわからないけれども、ステンドグラスのガラスが落ちて粉々になって、修復が不可能だということで、普通のガラスに色を塗って上につけたところがあると聞きましたけれども、それはどこですか。

**○（建設）建築住宅課長**

今回、足場をかけて近くで見たときに、後方右側のブロックの 9 分割されたうちの最前列左側の 1 枚がステンドグラスではなくて、ステンドグラスをかたどった、ガラスに色でステンドグラスと同様の絵をかけたガラスであることがわかりました。

**○北野委員**

こういうのを見ると、場所から言えば全部海側だから、主に秋元議員や千葉議員の上で与党の席の天井です。だから与党の皆さん、よく聞いておいてください、あなた方の安全を守るために。

それで、今回、ステンドグラスを守るために、下にアクリルをつけて、ステンレスで 9 区画に分けた工事をしたということですが、そもそも今回の工事の基本は何を主題にしてやったのですか。

**○（総務）総務課長**

今回の工事は、北野委員からの御指摘を受けまして調査を行いましたところ、先ほど申し上げましたとおり亀裂が入っている場所があるということで、議場の安全を第一に考えて、仮にそのステンドグラスが落ちたとしても、それが議場の下まで落ちてこないような形で、安全第一ということを考えて今回の工事を行ったところでございます。

### ○北野委員

ステンドグラスが壊れて落ちないようにということですが、ここからは屋上にある塔屋は見えませんが、たしか企画政策室長が総務課長の時に、この中を見せてほしいと言ったら危険だからだめだと言って入れてくれなかったのです。そして、写真を撮ってこうなっているからこれで理解してくれということで、写真をいただいたのです。カラーの写真がここにあるので理事者にもお渡ししてありますが、塔屋の中はめちゃめちゃです。塔屋の明かり取りのガラスだと思うのですが、その破片や、昔よく使っていたような木でつくった長いすやシートなど、物置のようになっているのです。しかもその中は板を渡して全部ふさいでいるのです。写真を見て、ステンドグラスがわかるように、何かあったらステンドグラスに直接障害物が落ちて壊れるような状況のままなのです。

だから、もし安全を守るというのであれば、まず塔屋のがらくたを全部整理して、その上でどのように安全を確保するかということをしなかったら、大きな地震が来て揺れたら、この裂け目からどんどんステンドグラスに物が落ちてくるでしょう。そういうふうには考えなかったのですか。

### ○（総務）総務課長

今、塔屋内部のお話ありましたが、ステンドグラスの上にはりを渡してありまして、その上に板を敷いてあって、一部コンパネが敷かれている状態になっています。その上に、今、北野委員から御指摘ありましたとおり、もとはたぶん採光用のガラスに使っていたと思われる鉄線が入ったようなガラスの破片が何か所かにたまっている状況になっております。それを片づけるべきというお話ですが、それは私も確かにごもっともだと思います。ただ、実際に、いつこれができたものかもわからなくて、乗るのも少し危険な状態ではないかということもございまして、片づけようにもちょっと今は片づけられない状況になっております。確かに一部あいているところがあるのですが、それはもともと板を渡してあったところを一部外してある状況になっています。たぶんステンドグラスの状況を確認するために、一回外してそのままになっていると思うのですが、そこは私も確認しまして、下のステンドグラスが見える状態になっておりますが、割と入り口の手前のところなので、ここを覆うことは可能というふうに思っております。ただ、今、その塔屋の上部を片づけるのは、少し危険があるのではないかとということで、片づけたときに物が落ちてステンドグラスが破れるという事態も想定されるということで、今回はそこに手をつけていない状態になっております。

### ○北野委員

今の課長の話聞いていたら、もう未来永劫、塔屋の中のがらくたは物置みたくほっておいて構わないということになるのですか。建設部に伺いますけれども、工法として、ステンドグラスを守るために、中のがらくたをきれいにするのは当たり前ですが、そのためにはどういう方法が必要ですか。

### ○（建設）建築住宅課長

今の状態でステンドグラスの上で作業するのは、ステンドグラスを破損する可能性が非常に高いということがございますので、もしやるとすれば、上を撤去する前に、ステンドグラスそのものを一度外して、ステンドグラスのない状態で上を片づけ、整理する方法がベストかというふうに思っております。

### ○北野委員

方法があるのだから、そういう方法を使えばいいし、塔屋の上にガラスではなくて鉄板を張って今の状態にしたのは、市が業者に発注したと思うのです。そのとき塔屋の中のがらくたを全部置いたまま工事が終わっているということ自体が大問題で、このような工事を業者が発注していたのかということです。こういう問題がありますから、この問題についてはもう一度精査して、お金の話をしていましたけれども、きちんとやればお金はそんなにかからないはずだと私は思いますし、市長は歴史的文化的価値があると言って、それを博物館もきちんと答弁で裏書をしたのですから、こんなに頼もしいことはないので、きちんとした対応をとるようにしていただきたいということを要望して、終わります。

## ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

## ○山田委員

### ◎いじめ問題について

一般質問でも伺いましたが、いじめ問題について何点かお聞きいたします。

9月13日の新聞報道では、埼玉県川越市立中学校2年生の男子生徒が、入学直後から複数の同級生にいじめられ、今年1月には3人から暴行を受けて意識不明の重体になったことが、川越市教育委員会の取材で判明したと伝えてあります。そのようないじめ問題について、文部科学省は、9月5日に総合的な方針をまとめたといいます。暴力や自殺など、命にかかわる案件を教育委員会が国に報告し、各地の教育委員会などの現場任せにはせず、国が指導する姿勢を初めて示し、いじめへの対応を学校や教員の評価に反映させるという考えが表明されました。これは、大津市立中学校2年生の男子生徒が自殺した問題を受け、平野博文文部科学相が7月末に方針の策定を表明し、9月5日に「子供の命を守る文部科学大臣の責任を果たすため、より前に出たい」と述べ、今回の方針をまとめたと聞きます。

この方針と30項目の取組を列挙したと聞きますが、最初に、この概要をお聞かせください。

### ○（教育）指導室石山主幹

文部科学省で9月5日に示されました取組の概要については、正式にはまだ道教委を通じて通知されているものではございませんので、報道等の範囲でしか情報はございませんが、文部科学省では、次代の我が国を担う子供の育成を図っていく上で、その生命、身体を守ることは極めて重要であるという観点から、「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定して、委員のお示しのとおり9月5日に示したところです。

その項目は3点ございます。1点目がいじめの問題への対応強化、2点目が学校安全の推進、3点目が体育活動中の安全確保ということで、いじめに特化した内容ではありませんが、いじめの問題についての概要を申しますと、いじめの問題に向き合い積極的にかかわることで、いじめの未然防止のために日々の教育活動を充実させ、家庭や地域と一丸となって子供の命を守ること、それから国が積極的にフォローできる仕組みをつくっていくことなどが示されているものでございます。

## ○山田委員

今、概要をお聞かせいただきましたが、いじめの問題に効果的な対応をするため、アドバイザーを委嘱すると聞いています。概要でいいのですが、どのような方に委嘱するのか、有識者なのか。また、どのような職務、仕事をするのか、その点についてお聞かせください。

### ○（教育）指導室石山主幹

文部科学省の示した取組の方針によるアドバイザーの件ですが、まずどのような方々が想定されているのかといいますと、弁護士、精神科医、元警察官、大学教授等がアドバイザーの例として挙げられております。それに示されているその方々の職務については、いじめ問題への効果的な対応等につきまして、専門的な見地から助言をするという仕事の中身が示されております。

## ○山田委員

いじめ問題については、皆さん方も本当に真摯に対応されていると思います。

いじめられる人といじめられない人、見た目とか知能、運動神経、友人のいない子、例えば対人関係の下手な子、またインターネットでも、いじめに関して言えば、いじめられない方法について1,000件ほどのメールが寄せられているとも聞いております。この中でも、出席停止の制度にも触れています。緊急避難的に被害者を休ませている欠席について、どのように規定されているのか、認められているのか。また、教育委員会として認められているとす

るなら、こういう欠席について、どのようなときに適用するのか、また、昨年の件数などをお聞かせ願います。

○（教育）指導室石山主幹

まず、出席停止の制度について、文部科学省の方針の記述についてですが、出席停止制度については、その活用を図るために、制度活用の問題点、それから出席停止期間中の児童・生徒に対する学習支援のあり方について、現状を継承するという内容が示されているところです。

また、緊急避難的に被害者を休ませる制度について、まず本市においてそのような事例があるのかというお尋ねですが、これはございません。

それから、どのような中身になっているのかということですが、文部科学省が示しているところによりますと、いじめられている生徒にはいじめの解決に向けてのさまざまな取組を進めつつ、児童・生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよいというように示されております。その際には、保護者と十分に連携をとること、その後の学習に支障が生ずることのないように工夫することなど、十分に措置する必要がありますということとともに示されているところでございます。

○山田委員

いろいろとそういう適用をする措置などがされるということですが、10月に具体的な内容を公表すると聞いております。主な学校現場での対処例をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

対処例ということですが、先ほども申しましたとおり、文部科学省の方針につきましては、現在、私どもに道教委を通じて通知されているものではございませんので、この後の道教委の具体的な対応等も踏まえる必要があると考えております。

学校での対応につきましては、国や道の対応も踏まえながら、具体的なことについては指導していきたいというふうに考えております。

○山田委員

そのようないじめの問題について、現在、話題の中にある橋下大阪市長も、実は小さいころにいじめられていたというインターネットの記事を見ました。

小学生のころにいじめられた橋下少年は、いじめられない方法を一生懸命考えて、漫画のドラえもんを読んでスネ夫のまねをして、いじめっ子をおだててコントロールすることを思いつきました。すると、いじめられることがなくなり、いじめっ子の力をうまく利用することができるようになり、力のある人間をうまく動かす人間になろうと決心していじめに遭わなくなった、このようにうまくいった例もあると思います。

最後に、こういう例があっても、実際にいじめの最中にあっても学校に行きたいという子が大量いると聞いております。それについては、いじめをとめて学校に行けるようにしてほしいという子供たちのサインだと私は聞いておりますので、このような言葉を聞いての教育委員会の御見解を聞いて質問を終わりたいと思います。

○（教育）指導室長

これまでも何度も答弁しておりますとおり、いじめについては、どの子にもどの学校でも起こり得るということで、現に今、委員のおっしゃるようないじめられて苦しんでいる子供につきましては、安心・安全に学校へ来られるようにすることがまず私どもの任務かというふうに思っております。

また、今回のような事件、事故が多く続いております。これが本市において起こらないことが何よりだと思っております。学校教育に携わるすべての者、一人一人が改めてこの状況の重大性を理解して、また、いじめ問題が生じたときには、とにかくその問題を隠さずに、私どもと保護者、地域、関係機関がお互い信頼関係を築けるように努めてまいりたいと思います。そして、子供がいじめに苦しまない、いじめが根絶されるような小樽市の学校づくりを進めてまいりたいと思っております。

### ○山田委員

本当にそういう形で、いじめの問題についてもぜひ真摯に取り組んでいただきたいと思います。あわせて、酒井委員も言いましたような教員の能力の向上、教師塾の導入についても御努力をお願いしたいと思います。

---

### ○酒井委員

私も教育に関して、確認と要望をさせていただきます。

#### ◎中学校の部活動について

まず、部活動について伺いますが、小樽市内の各学校において、さまざまな部活動が行われていると思います。部活動を指導しているのは部活動の顧問教員だと思いますが、まず部活動がどのような状況になっているのか。例えば、多いとか少ないとか、それからそれを支える教職員の体制などが足りているとか足りていないとか、その辺の状況についてお示してください。

#### ○（教育）指導室石山主幹

中学校におけます部活動の現状ということで答弁いたしますが、部活の開設に当たりましては、まずもって生徒の希望を優先するという原則をとっているものの、それぞれ野球やサッカー等、競技に必要な人数がいなければ満足な活動ができないこととなります。また、活動場所、それから顧問の人数を総合的にとらえまして、開設する部活を決めているというのが各学校での現状でございます。

運動系だけでなく文化系の部活等もございますので、そういった中で管理職を除く教員がその顧問となって活動をさせているということでやっております。なおかつ運動系の部活においては、やはり安全面への配慮、それから大会への出場などを考えますと顧問が複数いる必要があることから、顧問が非常にたくさん必要だという現状を踏まえて部活動の開設を考えているのですが、これ以上増やすことはなかなか難しい状況かと思っております。

### ○酒井委員

生徒側の視点で話を進めていきたいと思いますが、今の答弁では、人数と場所の問題、それから部活動を見る教員の数の問題があるということですが、私の個人的な感覚としては、やはりちょっと少ないのではないのかという感想を持っています。子供たちにとって、例えば隠れた才能の開花、それから授業では教わらない人間関係の構築、人としての強い力などは、やはり部活動を通して養われるのではないのかと感じているのですが、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○（教育）指導室石山主幹

中学校におけます部活動の意義の認識についての御質問かと思いますが、委員のおっしゃるとおり、まさに部活動というのは、学校教育の一環として行われているものであります。教育課程と関連づけながら、全く学校とは関係ないものではないという認識は持っております。その意義については、お話のあったように、学年や学級を離れて、同じスポーツ・文化に興味関心を持つ生徒同士が、教員の指導の下で自発的な活動を行うこと、それぞれの自主性が発揮される中で、仲間や顧問教員と密接に触れ合う場が人間形成の上でもとても大きく有意義な機会であるという認識を持っております。

このように部活動というのは、生徒のスポーツや文化活動の人間形成等を支援するものであるということ、それからまた、生徒の明るい学校生活を一層保障するものであるということも含めて、やはり部活動については有意義で大事な学校の教育活動の一部であるという認識を持っているところでございます。

### ○酒井委員

そのように大事な部活動の現在の状況をどのように把握しているかについてお答えいただきたいのですが、生徒の希望する部活がない場合は、現時点ではどういうふうになっているのでしょうか。

### ○（教育）指導室石山主幹

生徒の希望する部活の開設にかかわる件ということで答弁させていただきますが、繰り返しになりますけれども、現状としましては、生徒の希望するものすべてが開設されている状況ではないということはありません。それは先ほど申し上げたとおりです。

また、個人競技の場合で、例えば、剣道やスキー、水泳については、部活ということで開設されておりましたが、それぞれ個人的にスポーツクラブなどに行くことによって、中体連の大会自体はございますし、全道、全国での大会ももちろんありますので、そういうところで頑張っている生徒もおります。

生徒の希望する部活をすべて開設できればいいのですが、教員数が少ないということで、やみくもに開設するわけにもいかない。やはり安全面の配慮が必要ということと、これも繰り返しになりますけれども、大会等に一人で十数人もの生徒を連れていくのは物理的にもいろいろな問題があるということもありますので、その辺を十分に勘案して、各学校での開設数が決められていると思います。結果としては、あまり生徒の意にそぐわないということも中にはあると思いますが、野球は 9 人でやるスポーツなので、8 人が希望しているけれどもという議論が各学校の中でもないことはないです。ただ、やはり 9 人いなければ競技ができないですし、大会にも出られないという現状もいかなものかという中で、少し生徒には我慢をしていただくことも現状としてはあるということです。

### ○（教育）指導室長

補足ですが、学校が小規模化になり子供は少子化という状況で、学校で部がつかれないという場合に、ほかの学校と合同チームを組むということは、これまでもバスケットボールや野球、サッカーなどで例がございます。そういうことで、合同チームが全道・全国的にも増えているというのはまず一つ現状としてあると思います。

### ○酒井委員

先ほど山田委員からの質問にあったような、いじめ対策の観点から考えても、部活動を通して生徒の変化に気づくことができたり、顧問の教員と生徒のコミュニケーションがよくとれて相談ができる環境につながったりするのではないかと思います。できるだけ、生徒の希望に沿った形で部活動を進めていただきたいと思うのですが、場所の問題、生徒数の問題、それから教員数の問題があり、なかなか難しいとは思いますが、ある保護者からこのようなことを聞きました。中学校 1 年生で入った部活でいろいろな用具を買ったけれども、2 年生になったときに教員が転勤してしまい、その部活が廃部になったことがあったようです。廃部になった理由は教員の問題以外にもいろいろな問題があるのかもしれませんが、教員がいなくなって廃部になるのは、やはり少しかわいそうというか、1 年生のときにやろうと思って用意したものが全部無駄になってしまうこともあるようなので、学校側、それから教育委員会側にも、もう少しその辺を配慮していただきたいという思いがあります。先ほどから、繰り返し同じような答弁をいただいているのですが、これを解決するためにはどういうことが必要なのか、どういうことが最適なのか、その辺についてお聞かせいただければでしょうか。

### ○（教育）指導室石山主幹

そういった現状を変えるためにということで、まず生徒数が足りないということが一つあると思います。そのためには、学校再編が進められておりますので、今後、生徒数が増えるに伴いまして、当然、教員数も増えていくと思います。ということによりまして、これまで以上に、生徒の希望に沿う部活の展開ができると思います。学校では、顧問がいなくなって部活がなくなるという本当に悲しい状況の中にはいろいろな事情があるとは思いますが、ただ、現状としましては、野球の経験のない教員も部活の顧問になっています。それから、バスケットの審判の経験がない教員であっても、バスケットの試合に出て一生懸命審判をされて子供たちのために活躍されているという状況もありますので、いろいろな諸事情がある中でそういうことも、切っていくということをなくす意味でも、やはり生徒数というのが一定以上いることが望ましいというふうに思います。

○酒井委員

解決方法の一つとして学校の適正配置という答弁をもらいましたので、その先の件については学校適正配置等調査特別委員会でもた質問させていただきたいと思いますが、現状の話として、できる限り教員の配置の問題という部分は少し配慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○前田委員

◎学校の施設について

同じく教育に関連して質問させていただきます。

まず、本市の教育施設には、小学校、中学校含めていろいろとあろうかと思いますが、これらの利用のされ方、使われ方について、お聞きしていきます。

教育にかかわる施設は、敷地を含めて数多くあると思いますが、小・中学校は二十数校あると思いますけれども、そういったことを含めて、それぞれの施設名とその数についてお聞かせください。

学校の数は、小学校なら何校というので結構ですし、それから教育に絡んで生涯教育などを含めていろいろな施設があると思いますが、そういった施設が七つ、八つはあるのではないですか。

○（教育）総務管理課長

学校数としては、小学校が26校、中学校が14校です。社会教育施設といたしましては、図書館、生涯学習プラザ、総合博物館、文学館・美術館、それから指定管理になっております総合体育館。その他の体育施設としては、ラグビー場やテニスコートといった施設がございます。

○前田委員

小学校が26校、中学校が14校、社会教育施設も6施設以上あり、面としてのグラウンド的な部分ではそれなりの数があるかと思いますが。今答弁のあった教育施設については、設置目的に沿った利用方法があるかと思いますが、ここはこういう施設でこういうことができます、ここはこういう施設でこういうことはできませんという重立った特徴的なことについてお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

それぞれ施設の条例や設置規則等で設置しているものでございます。また、それに伴って管理・運営は、それぞれの規則、それから内規といいますか、訓令で定めているものもあり、それぞれで違いますので、特に社会教育施設になるとと思いますが、それぞれ施設の管理担当に答弁させたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館は、手宮にある本館、運河沿いの運河館、旧日本郵船、手宮洞窟の4施設を管理しております。いずれも資料の収集、保存、そして展示、公開、それから各種講座のために運用するという形になっております。

禁止事項につきましては、特に条例等には、施設の職員の指示に従わない場合という1項目が入っております。

○（教育）図書館長

図書館の事業といたしましては、図書あるいは記録、視聴覚教育の資料、その他必要な資料の収集、整理に主に当たっております。そのほか図書館バスを運行しております。

また、入館の制限等につきましては、館内の秩序を乱し又は他人に迷惑を及ぼす者等を拒否することができると規定しております。

○（教育）生涯スポーツ課長

社会体育施設におきましては、総合体育館をはじめ17施設ございます。スポーツの部分につきましては、一般開放、専用利用、大会等の使用を目的として、市民、各団体、競技団体等に開放しております。

規則につきましては、あくまでも競技場施設ということで、当然、応援や観覧等がありますので、それぞれの利

用の制限につきましては、競技場内では水分補給の水を認めていると。また、観覧席、応援等につきましては、主催者等の判断にお任せしているのが現状です。

○（教育）美術館副館長

文学館及び美術館について説明をいたします。

文学館は、小樽市ゆかりの作家の作品や資料を市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、文化の発展に寄与するため設置されております。

また、美術館におきましては、美術の振興を図り、文化の発展に資するため設置されているものであります。

建物の管理その他につきましては、現在、美術館が担当しておりますが、入館者の守るべき事項といたしましては、展示品に手を触れない、他人に迷惑を及ぼす行為をしないと定めておられます。

○（教育）生涯学習課長

生涯学習課では、生涯学習プラザを所管しております。生涯学習プラザは、生涯にわたって学習する機会の充実及び拡大を図り、潤いのある市民生活の発展に資するため設置してあるものです。

生涯学習プラザの使用等につきましては、公の秩序を乱し又は善良な風俗を害しないという使用の制限等が定められています。

○前田委員

どの施設も似たようなというか、それぞれの特徴が重なっている部分もあると思います。それで聞き方が悪かったのかもしれませんが、利用の範囲や利用の取消しと注意事項については、そういう関係の書類の中で要綱などが定められていますけれども、今答弁された各施設の中で、飲酒と喫煙についてどのような取扱いになっているかをお聞きします。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館におきましては、展示室内の飲食は不可になっております。本館には屋外がございますので、屋外の展示車両、それからエントランスホールについては飲食が可能となっております。飲食というのは、お酒は除くということで、ジュース類、お茶類、あとはお弁当などです。

それから喫煙の場所ですが、本館を除きます3館につきましては全面禁煙になっております。本館は敷地が広いということがあり、喫煙コーナーを1か所、屋外に設けておりますが、館内は禁煙でございます。

○（教育）図書館長

喫煙につきましては、館内は禁煙でございます。

また、飲食につきましては、2階に休憩コーナーがありますので、そこでのみ飲食が可能であります。飲料についてはもちろん清涼飲料水でございまして、アルコールは除きます。

○（教育）生涯スポーツ課長

体育施設につきましては、総合体育館をはじめ競技場内では飲酒、喫煙はさせておりません。競技場の外では喫煙場所を設けている施設、あとは禁煙・分煙を実施していない場所があります。

○（教育）美術館副館長

文学館・美術館におきましては、喫煙は定められた場所以外ではしないこととなっております。実際には、現在、特に指定している場所はございませんので、館外は特に禁止はしていませんが、館内については喫煙ができないことになっております。

また、飲食につきましても、同じく定められた場所以外では飲食をしないこととなっております。現在はミーティングルームという部屋があり、ここで昼食や軽食といった利用につきましては許しております。

なお、アルコールにつきましては、特にはっきりと文面で決めている部分は少ないのですが、一応建物の中ではアルコールは御遠慮いただいております。ただ、私どもの敷地内で、外に多目的広場がございまして、ここは一般



に利用されている場所として、雪あかりの路、小樽がらす市などでも御利用されている場所ということで、実際には外でございますが、アルコールを許可している状態にあります。

#### ○（教育）生涯学習課長

生涯学習プラザにおきましては、施設内におきましての喫煙、飲食は禁止となっております。

また、喫煙につきましては、敷地内におきましても禁じているところがございます。

#### ○前田委員

文学館・美術館の利用要綱をいただいておりますが、館内は禁煙でありますので、当然、お酒などを飲んではいけないのだらうと思います。

それで、具体的にお聞きしますが、8月4日午後5時以降に、文学館・美術館の中庭及びその後の館内で、何かパーティーというか飲食を伴う催物があったと思いますけれども、この中ではアルコールあるいは喫煙といったことがあったのかなかったのか、この辺のことをお聞かせください。

#### ○（教育）美術館副館長

8月4日土曜日は、私どもの主催いたします特別展、小樽への現代の風貌「心の原風景—海への回帰 阿部典英展」のオープニングの日でございまして、私どもとしての正式なセレモニーとして開会式を行っておりますが、閉館後に美術館協力が主催という形で、今回の作品を出展されました阿部典英氏からの発案を基に、新しくできた色内広場を会場に、あまり費用をかけずにお世話になった多くの皆さんと懇親を深めて、また今後よりよい関係が築いていけるようにしたいという目的で、懇親会を開催いたしました。

これにつきましては、多目的広場というのが正式な名称かと思いますが、私どもは色内広場という愛称で呼んでおりまして、雪あかりの路や小樽がらす市など、こういった意義ある内容、市が中心となってやっているものにつきましては認めているところもございますので、今回、特別展の初日に美術館協会からこういった形でやりたいという申請があり、認めた部分でございます。

外でのイベントを予定して実施していましたが、激しい雨に見舞われまして、そのために本当に緊急避難的な措置といたしまして館内に入ったということで、ミーティングルームを急遽使いまして、その懇親会の残りの時間を過ごしたという状況でございます。

#### ○前田委員

雨が降ってきたという不測の事態だったのだらうと思いますが、いただいた利用要綱に照らし合わせて、問題はないのですか。これに合致した行動がとれていたのですか。たとえ緊急避難的であったにしても、建物の中に入ってそういうことがすぐにできるのですか。5時以降に、だれに伺いを立てて、だれが許可したのか知りませんが、その辺をお聞かせください。この要綱に照らし合わせて問題がないかどうかということです。

#### ○（教育）美術館副館長

委員のお手元にあるのは、研修室とミーティングルーム、それと外の多目的広場の使い方ということの要綱ですが、これにつきましては、特にアルコールを強く禁止するような書き方にはなっておりません。ただ、私どもとしましては、現在、展示室、ギャラリー等を含めまして、館内でのアルコールは御遠慮いただくように実はお話をしているところがございます。照らし合わせてということになりますと、細かくそのようにはなっておりませんので、なかなか難しいところですが、緊急避難であったということで、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

#### ○前田委員

緊急避難ということですし、私も飲みますので何となく気持ちはわかりますけれども、多目的広場、いわゆる色内広場の利用で、雪あかりの路などのイベントであればある程度の想像はできるのですが、やはり美術とか学術の専門家が集まる催しの中で、飲酒を伴うことを別に否定はしませんけれども、そういう関係者がこういう場所にアルコールを出して飲食するのはいかながなものなのかということで、ある市民から通報があったのです。これだけ小

樽市の職員が不祥事を起こしているのに、まだ、あのような教育施設で人目をはばからずアルコールを飲んでいる、たばこをふかしている。なおかつ、建物の中に入ってまでやっているというのはいかがなものなのかということなのです。

それで、コンプライアンスハンドブックをいただいて結構見たのですが、そういう細かいことまで書いていないので、そういうことも含めて私はいかがなものかと思っていまして、やはり多少の問題があるのではないかという気がするのです。だから、コンプライアンス推進室長も来ていると思いますが、どうなのでしょう。そこまでは関知しません、自己責任に任せますということなのか、どうなのでしょう。

#### ○教育部長

今回、美術館協力が主催した特別展に展示された方を囲んだ懇親会ですが、特別展開催のときには、おおむね初日に展示者を囲んで協力会主催で昼食会あるいは簡単な夕食会を近隣のホテルでやるのが慣例になってございます。それで美術館副館長からも話がありましたように、今般、色内広場が整備されたということで、出展者である阿部先生もこのロケーションを背景として、ホテルでのかた苦しい食事会はやめようと。それで、外の空気を吸いながら、小樽の美術関係者との親交を深めたいという思いを聞いておりました。

阿部先生は、札幌文化団体協議会の会長あるいは北海道文化団体協議会の会長ということもあり、そういう文化的な催しなどを多く経験している方の御提案ということもありまして、閉館時間後に外での催しについて、目的外使用ということで許可を出した経緯がございます。

経過としては、先ほど来お話ありましたように、途中で雨が降ってきたということで、外でやっていた行事を緊急避難的に館内に場所を移して、最終場面に移ったということです。その種類の提供につきましても、わずかな会費制でやっていたこともあり、宴会風ということではなく、テーブルに少しの食べ物と、それから若干の飲酒関係のもので懇親を深めたということで、50名ほどの参加をいただいて、道立近代美術館の館長、あるいは札幌芸術の森美術館の館長という著名な方やマスコミの方にも参加をいただいた懇親会ございました。

そういうことからいくと、館内に場所を移したとはいえ、そのようなことが適切かどうかについてはまた議論が分かれるかもしれませんが、最低限コンプライアンスの部分については、それほど抵触はしないのではないかと思います。思いはございますけれども、市民の方からそういう疑惑、疑念という声があったことは確かですので、今後、どのような形で色内広場の活用を深めていくかということについては、改めてまた再検討しながら、いろいろな催しに使っていただけるように、教育委員会としてもPRも兼ねて取組を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○前田委員

答弁をいただきましたが、私が聞きたいのは、問題があったのかなかったのか、ただそれだけの話です。

#### ○教育長

今回は、私とすれば、小樽市立美術館が多目的広場をあえて日常から開放して、市民と支え合いながら美術館を発展させていくこと自体は、今後の公共のあり方の一つとして、大変いいことだというふうには思います。

そこを活用して閉館後に飲酒を伴ったことは、阿部先生の意向があったということもありますが、あの広場は、もともと市民に開放されたスペースということで理解しておりますので、そのまま天気がよくて屋外で続けられたとすれば、教育長とすれば問題はなかったというふうに思います。

ただ、6時少し前に、始まってまもなく雨が降ってきたと。そこで即中止という判断はなかなかできなかった状況の中で、美術館の中で飲酒を伴ったものが継続されたことに対して、市民から一定の疑義があったことは重く受け止めなければならないというふうに思います。

今後、外の多目的広場の使い方という意味では、ああいう使い方もあるかとは思いますが、やはり施設の中で飲酒が伴うというのは市民に誤解を与えるという意味で、必ずしもいいことではなかったというふうに反省しております。今後とも市民の目を十分に感じながら、館の運営、教育施設の運営に携わってまいりたいと考えており

ます。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時18分

再開 午後 4 時44分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

**○中島委員**

日本共産党を代表して、議案第 3 号平成24年度小樽市一般会計補正予算について否決の討論を行います。

詳しくは本会議で述べますが、補正予算の諸支出金には、財政調整基金積立金として13億2,992万5,000円が計上されています。2012年度の普通交付税は、予算額より 4 億7,713万8,000円、臨時財政対策債振替可能額では 1 億7,553万2,000円増で、合計で 6 億5,267万円上回りました。

市長は「今年度の予算編成において約 7 億8,000万円の収支不足が生じており、除雪費の予算の一部を計上留保した経過もあり、財源不足を解消するための財源としたい。今後の新たな財政需要に対応していくためにも財政調整基金に積み立てる」と答弁しております。しかし、国は、2012年度は地域主権改革に沿った財源の充実を図るとともに、歴史的円高、地域経済を取り巻く環境が激変する中で、地域経済基盤強化・雇用等対策費を計上するとともに、交付税総額を増額しています。したがって、上積みされた地方交付税は、本来の趣旨に沿って使われるべきです。

小樽市は、2010年度、長い財政難、赤字決算からようやく黒字転化としましたが、2011年度は単年度収支で1,055万円の赤字を出すなど、不安定な状況は否めません。2011年度末で他会計からの借入総額は54億8,300万円あり、他会計からの借入れをしないで新年度予算を組みたいという市長の気持ちはよくわかります。

その上で我が党は、6 億円を超える地方交付税の上乗せ分を使って、雇用対策として高校新卒者の対策、地域経済の基盤強化となる事業着手として、新・市民プールの基本設計などを計画するべきと代表質問でも強調してきました。両事業合計で2,800万円ほどの予算であり、全体計画に影響がないことは本日の北野委員の質問でおわかりのはずです。

この立場から、普通交付税上回り分すべてを財政調整基金に積み立てる一般会計補正予算は否決といたします。各会派の委員の皆さんの賛同をお願いして、反対討論とします。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 3 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも佐々木秩副委員長をはじめ各委員と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分に尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。